令和2年度	あさぎ	り町議会	第 6	回 会	議会議録	录 (第	11号)	
招集年月日	令和2年9	9月9日						
招集の場所	あさぎ	り町議会	議 場					
開閉会日時及び宣告	開議	開議 令和2年9月14日 午			干前10時00分 議長		徳 永 正 道	
	散会	令和2年9月14日 <i>生</i>		F後 3時06分 議 身		長	徳 永 正 道	
応(不応)招議員	議 席 番 号	氏	名	出欠等 の 別	議 席 番 号	氏	名	出欠等 の 別
及び出席並びに	1	小 谷 節	雄	0	8	Щ П	和幸	0
欠席議員	2	岩 本 恭	典	0	9	永 井	英 治	0
出 席 15名	3	難波文	美	0	1 0	皆 越	てる子	0
欠 席 1名	4	加賀山瑞	丰子	0	11	小見田	和行	0
○ 出席 △ 欠席	5	橋本	誠	0	1 2	溝口	峰 男	$\circ$
× 不 応 招	6	小 出 高	明	0	1 3	森 岡	勉	0
	7	豊永喜	<u> </u>	0	1 4	徳永	正道	0
議事録署名議員	11番 /	小見田 和行		12番	溝口山	夆 男		
出席した議会書記	事務局長	長 大 林 弘	、幸		務局書記	九 山 何	多 一	
	職名	氏	名	出欠等の 別	職名	氏	名	出欠等の別
	町 長	尾鷹 -	- 範	0	教育長	米 良	隆夫	0
地方自治法第121	副町長	加藤	弘	0	教育課長	出田	茂	0
条により説明のた	総務課長	土肥芽	1 也	$\circ$	会 計 者	田中	伸明	$\circ$
め出席した者の職	企画財政課 長		宏	0	農林振興課長	万江	幸一朗	0
氏名   出席 ○	税務課長	那須□	三 吾	0	商工観光 課 長	北口	俊 朗	0
欠席 ×	町民課長	深 水 昌	彦	0	建設課長	大 藪	哲 夫	0
	生活福祉 課 長		悟	0	上下水道 課 長	林	敬一	0
	高齢福祉 課 長	本「下	句 宏	0	農業委員会事務局長	山本	祐二	0
	健康推進課 長		₹ —	0				
議 事 日 程	別紙のと	上おり						
会議に付した事件	別紙のと	とおり						

議事日程(第11号)					
日程第 1	諸般の報告				
日程第 2	行政報告及び教育行政報告				
日程第 3	議案第24号	あさぎり町認可地縁団体の印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正す			
		る条例の制定について			
日程第 4	議案第25号	令和2年度あさぎり町一般会計補正予算(第11号)について			
日程第 5	議案第26号	令和2年度あさぎり町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について			
日程第 6	議案第27号	令和2年度あさぎり町介護保険特別会計補正予算(第2号)について			
日程第 7	議案第28号	令和2年度あさぎり町水道事業特別会計補正予算(第3号)について			
日程第 8	議案第29号	令和2年度あさぎり町下水道事業特別会計補正予算(第2号)について			
日程第 9	議案第30号	令和2年度球磨郡介護認定審査事業特別会計補正予算(第1号)について			
日程第10	議案第32号	あさぎり町商工コミュニティセンター改修工事請負契約の締結について			
日程第11	認定第 1号	令和元年度あさぎり町一般会計歳入歳出決算の認定について			
		(提案理由の説明)			
日程第12	認定第 2号	令和元年度あさぎり町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について			
		(提案理由の説明)			
日程第13	認定第 3号	令和元年度あさぎり町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について			
		(提案理由の説明)			
日程第14	認定第 4号	令和元年度あさぎり町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について			
		(提案理由の説明)			
日程第15	議案第31号	令和元年度あさぎり町水道事業特別会計利益の処分及び決算の認定について			
		(提案理由の説明)			
日程第16	認定第 5号	令和元年度あさぎり町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について			
		(提案理由の説明)			
日程第17	認定第 6号	令和元年度球磨郡障害認定審査事業特別会計歳入歳出決算の認定について			
		(提案理由の説明)			
日程第18	認定第 7号	令和元年度球磨郡介護認定審査事業特別会計歳入歳出決算の認定について			
		(提案理由の説明)			
追加日程第1	議案第33号	令和2年度あさぎり町水道事業特別会計補正予算(第4号)について			
_					
		本日の会議に付した事件			

# 本日の会議に付した事件

			1 1 2 2 2 2 1 1		
日程第	1	諸般の報告			
日程第	2	行政報告及び教育行政報告			
日程第	3	議案第24号	あさぎり町認可地縁団体の印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正す		
			る条例の制定について		
日程第	4	議案第25号	令和2年度あさぎり町一般会計補正予算(第11号)について		
日程第	5	議案第26号	令和2年度あさぎり町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について		
日程第	6	議案第27号	令和2年度あさぎり町介護保険特別会計補正予算(第2号) について		
日程第	7	議案第28号	令和2年度あさぎり町水道事業特別会計補正予算(第3号)について		

議案第29号 令和2年度あさぎり町下水道事業特別会計補正予算(第2号)について 日程第 8 議案第30号 令和2年度球磨郡介護認定審査事業特別会計補正予算(第1号)について 日程第 9 議案第32号 あさぎり町商工コミュニティセンター改修工事請負契約の締結について 日程第10 日程第11 認定第 1号 令和元年度あさぎり町一般会計歳入歳出決算の認定について (提案理由の説明) 日程第12 認定第 2号 令和元年度あさぎり町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について (提案理由の説明) 日程第13 認定第 3号 令和元年度あさぎり町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について (提案理由の説明) 日程第14 認定第 4号 令和元年度あさぎり町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について (提案理由の説明) 日程第15 議案第31号 令和元年度あさぎり町水道事業特別会計利益の処分及び決算の認定について (提案理由の説明) 日程第16 認定第 5号 令和元年度あさぎり町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について (提案理由の説明) 日程第17 認定第 6号 令和元年度球磨郡障害認定審査事業特別会計歳入歳出決算の認定について (提案理由の説明) 日程第18 認定第 7号 令和元年度球磨郡介護認定審査事業特別会計歳入歳出決算の認定について (提案理由の説明) 追加日程第1 議案第33号 令和2年度あさぎり町水道事業特別会計補正予算(第4号)について

#### 午前10時00分 開 会

- ●議会事務局長(大林 弘幸君) 起立願います。礼。着席ください。
- **◎議長(徳永 正道君)** 開会に先立ちまして、ただいまから令和2年7月豪雨災害により犠牲になられた 方々の御冥福をお祈りいたしまして1分間の黙祷を行います。
- ●議会事務局長(大林 弘幸君) 起立願います。黙祷。お直りください。着席。
- ◎議長(徳永 正道君) ただいまの出席議員は14人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。ここで町長より先日の永井議員の一般質問への答弁の修正の申し出があっておりますので、これを許可します。町長。
- ●町長(尾鷹 一範君) おはようございます。すいません、金曜日の永井議員の一般質問の中で、くま川鉄道の下を通る用排水路の改修についての御質問がありました。その中で、私が肥後西村湯前間の部分運行が年度内に実施される予定というような答弁をいたしましたが、正確には肥後西村湯前間の部分運行の実施に当たっては、車両の移送や整備点検、場所の整備などの課題があり、現在会社により検討が進められているということです。部分運行を行えば、南稜高校、球磨中央高校に通う高校生の足の確保が可能となり、バス代替輸送も集約でき合理的な運行が行えるというようなことで、会社へもそのような働きかけを行っているという状況です。以上訂正して御報告いたします。

#### 日程第1 諸般の報告

◎議長(徳永 正道君) 日程第1、諸般の報告を行います。まず私議長より報告します。去る7月14日午

後3時錦町役場会議室において定例郡議長会が開かれました。その中で各町村の豪雨災害の状況報告がなされ、今後議長会としての対応を協議したところでございます。8月11日同じく錦町役場会議室において、定例郡議長会が開かれました。主な議題といたしまして、7月4日の豪雨災害に係る球磨郡議長会としての要望についてを協議いたしました。その他本年度の町村議会親善ゴルフ大会、グラウンドゴルフ大会においては、水害及びコロナウイルスの感染を考慮して中止することといたしました。本日までに受理した陳情書要望書についてはお手元に配付しました一覧表のとおりです。例月現金出納検査報告書は事務局に保管してありますので、閲覧していただきたいと思います。なお、6月定例日以降の指摘事項の報告はお手元に配付のとおりです。以上で議長の報告を終わります。次に、総務建設経済常任委員会の報告を求めます。山口委員長。

- ◎総務建設経済常任委員長(山口 和幸君) おはようございます。総務建設経済常任委員会からの報告をい たします。お手元の資料に記載のとおりでございますが、8月3日と8月28日に委員会を開催しておりま すけれども、こちらのほうで検討、協議を重ねました内容につきましては、全協でも報告をいたしておりま すので省略をさせていただきたいというふうに思いますが、要望の取り扱いについてのみ報告をさせていた だきます。町内の店有志の方から、コロナ対策についての要望が上がっております。このことに関しまして は、現在執行部のほうでさまざまな手当てをしていただいているところでございます。そういうことでもあ りますので、それらを受けた後のことで、有志の方々と協議をして意見を聞いてみるというようなことをす るということで決めております。1度今町が行っておりますコロナ対策のことを料飲店の方々がどのように 受けとめていらっしゃるか、さらに今後のことについてどのような意見を持ちかということでの意見交換会 をまずはするということにいたしております。それからあさぎり町薬草生産組合のことでございますが、そ れぞれという言葉が適切かはわかりませんけれども、それぞれの方々から要望が議会に出ております。その ことにつきましては数年前にも似たようなことがあっております。そのときにも議会としての取り扱いは、 意見は聞くというようなスタンスで、両方からの意見徴収はした記憶がございますが、今回の件につきまし ては、生産組合の内部のことでもございますので、その意見の聴取も行わないということで委員会で協議を いたしまして、町長のほうへ要望書を届けると。議会としての考え方を届けると。その考え方というのは、 右左とか白黒とかということではなくて、今後の薬草生産組合あるいは生産者の方々の考え方を中心にしな がら振興を図っていただきたいとゆう旨の要望書になっております。そういうことで議会といたしましては、 意見聴取も行わずに要望書を提出したところでございます。以上、総務建設経済委員会からの報告を終わり ます。
- ◎議長(徳永 正道君) 次に、厚生文教常任委員会の報告を求めます。小見田委員長。
- ◎厚生文教常任委員長(小見田 和行君) おはようございます。厚生文教常任委員会の報告をいたします。以下の所管事務の調査及び審査について報告申し上げます。令和2年6月29日、議題としまして農業廃ビニール処理加工施設設置反対に関する陳情書の審査について、2学習支援員配置について、3その他となっております。委員会では、担当課より時系列に説明を受け、陳情書提出の深田地区環境対策協議会より会長以下3名出席いただき、陳情内容について説明質疑を行いました。2番目の新型コロナウイルス感染対策のため臨時休業による授業できなかった未指導分の授業や補修を実施するため配置するものでありまして、あさぎり中学校へ新人4人の配置を県へ要望しております。8月3日、議題としましてあさぎり町学校給食センター調理配送等業務委託債務負担行為について、2番、農業用廃ビニール等処理加工施設設置反対に関する陳情書の審査について。3地方たばこ税を活用した分煙環境整備に関する請願書の審査について。所管事務の調査審査を以下の項目で行いました。委員会におきましては、1番目に性能発注での委託をしたいとの説明がありましたが、郡市において初めての試みということで、事業者の受利益重視の懸念から、給食の安

全安心面についての質疑が行われ、その際の仕様書の方式についても質疑がありました。2番目と3番目に つきましては審査について対しましての委員会の打ち合わせにとどめております。8月6日、あさぎり町学 校給食センター調理配送業務委託債務負担行為についての所管事務の調査を行いました。前回までありまし た性能発注ということを一たん白紙に戻した旨の報告が冒頭されております。委員会におきましても、前回 は何社で公募に参加者したのかの質疑に、3年前の公募に参加したのは1社であったが、今回は競争原理を いかすために、前回の反省を踏まえ周知期限に余裕を持って広く公募したいと答えております。次に、現行 と改正後の予算額の効果についての要点整理を資料を作成し再度の説明要望が議員からなされております。 8月25日、以下の審査及び事務調査を行いました。これちょっと項目が多いので朗読は割愛させていただ きます。以上のことにつきまして委員会におきましては、1番目のたばこ税を活用した分煙環境整備関する 請願書の審査につきましての質疑におきまして、JTからの助成はないのか、他の自治体の状況は、たばこ 税の何%を充てるのかについて、請願者で再検討調査され、文書で回答していただくよう要望しました。そ の後再審査することと決しております。11番目の令和2年度公民館公民分館建設につきましては、認可地 縁団体となった区への譲渡についての協議がなされる中で、公民分館の所有権が不統一な現状での条例等の 整合についての検討要請がなされました。以下の調査事項につきましては全協で説明協議が行われておりま す。またタブレットに搭載してございますので、詳細はタブレットのほうを確認をお願いします。これで厚 生文教常任委員会の報告を終わります。

- ◎議長(徳永 正道君) 次に、人吉球磨広域行政組合議員の報告を求めます。皆越てる子議員。
- 〇人吉球磨広域行政組合議員(皆越 てる子さん) 皆さん、おはようございます。令和2年第3回人吉球磨 広域行政組合議会定例会が8月27日午前10時より人吉球磨クリーンプラザ大会議室において開会されました。会期は8月27日1日限りといたしまして、行政報告では理事会代表理事から令和2年3月の第1回議会定例会以降の定例理事会における主な審議等についての報告がありました。続いて承認第1号専決処分の承認を求めることについてと議案第13号令和2年度人吉球磨広域行政組合一般会計補正予算が一括提案されまして、理事会代表理事から提案理由の説明を受け、続きまして、執行部の補足説明の後、承認議案ごとに質疑、採決を行い、原案のとおり可決決定されました。次に、決算の認定関連の認定第1号、令和元年度人吉球磨広域行政組合一般会計歳入歳出決算の認定について、認定第2号令和元年度人吉球磨広域行政組合人吉球磨広域行政組合持別会計歳入歳出決算の認定について。認定第3号、令和元年度人吉球磨広域行政組合持別養護老人ホーム特別会計歳入歳出決算の認定についての3件を一括して会計管理者の決算書の説明と代表監査委員の決算審査意見書の報告を受けた。その後、日程を追加いたしまして、令和元年度決算特別委員会、これは8名で構成されますが設置されまして、決定決算の認定については委員会に付託されました。最後に、日程第9、委員会の閉会中の継続審査及び調査については、議会運営委員会及び令和元年度決算特別委員会からの各委員長の申し出の通り決定され閉会いたしました。以上、令和元年度第3回人吉球磨広域行政組合議会定例会の会議結果報告といたします。
- ◎議長(徳永 正道君) 次にに公立多良木病院企業団議員の報告を求めます。小谷節雄議員。
- ○球磨郡公立多良木病院企業団議員(小谷 節雄君) それでは球磨郡公立多良木病院企業団議会から報告をいたします。球磨郡公立多良木病院企業団議会、令和2年第3回定例会は、8月26日水曜日に会計1日として開会をされました。まず、一般質問では3議員が登壇をいたしました。湯前町選出の遠坂議員から、病院経営コンサルの取り組みについて、次に、多良木町選出の久保田議員から、コロナ感染対策について、並びに経営改善の取り組みについて、最後にあさぎり町選出の小見田議員から、企業団経営の状況説明会の内容とその後の職員の意識の変化について。以上3議員から質疑がなされ、企業団企業長等からの答弁がございました。次に、議案第11号から議案第13号が提案をされました。まず議案第11号、球磨郡公立多良

木病院企業団石井修学奨学金貸与条例の一部を改正する条例の制定について。並びに議案第12号球磨郡公立多良木病院企業団医療技術員等奨学金貸与条例の一部を改正する条例の制定については、いずれも民法の改正により、企業団条例の一部改正をの必要があるということで提案をされたものでございます。議案第13号、令和2年度球磨郡公立多良木病院企業団病院事業介護老人保健施設事業及び総合健診センター事業会計補正予算第2号については、医療機器の故障等によりますところの買いかえ総額660万の増額補正という内容でございました。以上3議案につきましてはいずれも審議採決の結果、原案どおり可決をされたところでございます。次に決算関係で、認定第1号から認定第5号まで、それぞれ5会計につきまして、令和元年度の決算の認定についての提案がございました。その中で1点だけ御報告いたしますが、認定第1号令和元年度球磨郡公立多良木病院企業団病院事業介護老人保健施設事業及び総合健診センター事業会計、収入支出利益の処分及び決算の認定につきましては、内容といたしまして、病院事業で1億4,072万8,444円の純損失、介護老人保健施設事業で、1,115万3,539円の純損失、総合健診センター事業で1,819万4,822円の純損失という決算の内容でございます。合わせまして3事業につきましては総合計1億7,007万6,805円の純損失という決算の内容でございます。残りの認定2号から認定第5号につきましてもそれぞれ内容の説明がございまして、5認定につきましても、いずれも審議、採決の結果承認をいたしたところでございます。以上をもちまして球磨郡公立多良木病院企業団議会の報告といたします。

◎議長(徳永 正道君) 次に、上球磨消防組合議員の報告を求めます。岩本恭典議員。

**〇上球磨消防組合議員(岩本 恭典君)** おはようございます。それでは、上球磨消防組合議会の報告をいた します。令和2年第2回上球磨消防組合議会臨時会が6月29日午後1時30分から上球磨消防研修室にて 開会されました。日程第2、会期を令和2年6月29日の1日に決定。日程第3、報告第1号、令和元年度 上球磨消防組合一般会計継続費繰越計算書で、平成30年度からの3カ年事業、庁舎等建設指令システム整 備事業における継続費2億364万9,892円を、令和元年度から令和2年度への逓次繰越の報告があり ました。日程第4、議案第4号、令和2年度上球磨消防組合一般会計補正予算第1号では4件の議案が一括 上程され、本案は全会一致で原案のとおり可決しました。日程第5、議案第5号工事請負契約の締結につい て議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定に基づき、工事名、上球 磨消防組合訓練棟改築工事、工事場所球磨郡多良木町大字多良木字横馬場地内、契約の方法、指名競争入札。 契約金額1億9,140万、契約の相手方、味岡建設株式会社。以上の工事請負契約締結に関する議案が上 程され、本案は全会一致で原案のとおり可決しました。次に、令和2年第3回上球磨消防組合議会臨時会が 8月24日午前10時から上球磨消防組合研修室にて開会され、日程第2会期を令和2年8月24日の1日 に決定。日程第3、議案第6号物品売買契約の締結について。議会の議決に付すべき契約及び財産の取得ま たは処分に関する条例第3条の規定に基づき、事業名、令和2年度寄贈救急自動車関連事業。納入場所、上 球磨消防組合消防本部、契約の方法を随意契約。契約金額2,261万6,000円。契約の相手方、熊本ト ヨタ自動車株式会社。以上の物品売買契約締結に関する議案が上程され、本案は全会一致で原案のとおり可 決しました。なお、この物品売買契約は、第2回臨時会の第日程第4、議案第4号において可決された補正 予算のうち、寄贈された緊急自動車車体を緊急自動車として運用するための艤装及び緊急資機材の整備に要 する経費についての契約です。以上、第2回及び第3回上球磨消防組合議会臨時会の報告ですが、臨時会終 了後、第16回上球磨消防組合消防庁舎建設調査特別委員会が開かれていますので、あわせて報告いたしま す。この特別委員会では上球磨消防組合消防庁舎等改築工事について、現在訓練棟と改築工事が行われてお り、主訓練棟は5階建て、副訓練棟は三階建てです。工期は令和2年6月30日から令和3年3月19日ま での予定で、進捗率は8月末で11%、9月末で20%を予定しています。以上で上球磨消防組合会議、上 球磨消防組合議会の報告を終わります。

◎議長(徳永 正道君) これで諸般の報告を終わります。

## 日程第2 行政報告及び教育行政報告

- ◎議長(徳永 正道君) 日程第2、行政報告及び教育行政報告を行います。最初に行政報告を行います。町長。
- ●町長(尾鷹 一範君) 令和2年6月から令和2年8月までの行政報告について主なものを御説明いたしま す。 1ページ目、最上段からです。令和2年5月8日から9月30日までの期間で新型コロナウイルス感染 症緊急経済対策の一つで、特別定額給付金を給付しております。8月10日時点での管内の給付状況は、対 象世帯5,955世帯、交付済み世帯5,937世帯、率にしますと99.7%となります。次の段です。令 和2年6月3日から8月7日までの間で、町内の農家を対象に、中小企業診断士による経営診断を実施して おります。延べ10日間40人に対し、経営状況の現状を聞き取り、課題の洗い出し等に洗い出し等を行い、 今後の経営改善に向けアドバイス等を行っております。次の段です。令和2年6月4日、あさぎり町防災会 議を開催いたしました。本年度は新型コロナウイルス感染症対策としまして、会議規模の縮小、時間を短縮 するなどし、今年の梅雨の見通し、あさぎり町地域防災計画の修正カ所の説明を行っております。次の段で す。令和2年6月16日、第1回定例区長会を開催いたしました。4月に開催する予定でしたが、新型コロ ナウイルス感染症対策として、これまで延期としておりました。本年度は16名が新たな区長になられ、1 2件の議題の説明、質疑応答を行っております。次の段です。令和2年6月30日、行政区統合意見交換会 を開催いたしました。現在井上区公民分館建設計画がなされており、平成24年度から井上区と下永里区の 統合の協議が継続中であることから、下永里区の住民の皆様から意見をいただきました。当日は19名の参 加をいただいております。最下段になります。令和2年7月1日中山間地域直接支払制度推進協議会を開催 いたしました。第5期の初年度となる本年度は、制度概要、年間スケジュール及び認定申請の説明を行い、 あわせて提出依頼を行っております。次のページです。最上段です。令和2年7月2日、地域包括支援セン ター運営協議会、地域密着型運営委員会を開催。令和元年度の事業報告があり、適正に運営されていること を確認。また、介護予防日常生活支援総合事業の実績、地域密着型サービス事業の外部評価についての報告、 認知症初期集中支援事業の説明を行い、各委員から意見をいただいております。次の段です。令和2年7月 2日、あさぎり地域農業振興協議会総会を開催。 J A町の関係職員が出席し、令和元年の事業報告収支決算 報告、令和2年度の事業計画予算案が承認されました。下から三つ目です。令和2年7月13日、あさぎり 薬草合同会社社員総会が開催されました。薬草の出荷量も増加し、出荷高も4億円を突破し、令和元年度黒 字決算となっております。次のページです。最上段になります。令和2年8月1日、WCS―斉調査を実施 しております。本年度作付されました経営所得安定対策交付金の対象作物WCS855へクタールの作付一 斉確認を実施しております。次の段です。令和2年8月1日から9月30日まであさぎり町生活応援券の交 付を行っております。新型コロナウイルス感染拡大による地域経済活動が停滞、地域振興及び住民生活に対 する適切な配慮をするために、交付対象者1万5,092人に対し、生活応援券1人当たり5,000円の交 付を行っております。下から三つ目です。令和2年8月7日から11月20日までの期間で、介護予防サポ 一ター養成講座を開講、地域での自助互助システムの強化とともに、認知症の早期発見など、脳内生活と地 域活性化の役割を担うサポーターを養成するための講座を全8回予定、既に第1回目の講座を開催しており ます。次の段です。令和2年8月11日、あさぎり町農業委員会委員交換会を実施しております。当日は2 0名が参加され、令和2年2月に提出した農業政策要望及び農業施策などにつきまして、意見交換を行いま した。次の段です。令和2年8月18日、第2回定例区長会を開催。4件の議題の説明答弁を行っておりま す。次のページの最上段です。令和2年8月24日から28日にかけ、経営所得安定対策現地確認を実施し ました。対象となる町内外の対象農地の作付状況を関係者とともに一斉確認を実施いたしました。次の段で

す。令和2年8月25日、ささえ愛福祉ネットワーク連絡会代表者会議を開催。関係機関の代表者60名が 参加され、令和元年度の状況報告としまして、虐待徘回自殺対策等の報告、関係事業所等が連携し対応して いる事例等の報告をいただきました。以上、入札関係の資料を別紙に添付しておりますので後でご覧くださ い。以上、行政報告といたします。

- ◎議長(徳永 正道君) 次に、教育行政報告を行います。教育長。
- ●教育長(米良 隆夫君) 皆さんおはようございます。それでは教育行政について報告をさせていただきま す。主なものを報告いたします。まず、2段目でございます。令和2年6月22日、新型コロナウイルス感 染症対策標語表彰式をあさぎり町生涯学習センターで行っております。大型連休中に新型コロナウイルス感 染症拡大防止などを訴えた標語を募集し、789点の作品の中から、審査の結果3賞、町長賞、議長賞、教 育長賞を決定し、受賞者の児童生徒へ表彰状及び副賞を授与しております。その下でございます。令和2年 6月23日、第1回総合教育会議をあさぎり町役場で開催しております。主な議題といたしましては、スマ ートウェルネスシティについて、通学路の状況について、児童生徒の現状等について、町長と教育委員が意 見交換を行っております。一つあけまして、下から2段目です。令和2年6月23日から8月25日まで、 水中運動教室をあさぎり町免田B&G海洋センターで行っております。働く世代の運動不足解消とストレス 発散を目的といたしまして、毎週火曜日の夜間に8回開催しております。 7月豪雨により2回中止しました けれども、女性を中心に毎回好評の事業となっております。では2ページをお開けください。最上段です。 令和2年6月30日、第3回教育委員会評価委員会をあさぎり町生涯学習センターで行っております。令和 元年度事業に対する点検評価結果の報告や、評価委員からの御意見に対する回答を行い、意見交換を行って おります。一つあけまして3段目でございます。令和2年7月21日、あさぎり町教育委員会が行う初任者 研修をあさぎり町生涯学習センター、そして町内一円で行っております。初任者6人を対象に、教職員とし ての心構えや町の教育行政について研修を行っております。また、給食センター施設見学、文化財史跡見学 等を行い、あさぎり町の地域理解を深めております。最下段です。令和2年8月6日、第12回教育委員会 議をあさぎり町生涯学習センターで行っております。 議題といたしましては、令和3年度主要小学校教科用 図書及び中学校教科用図書の採択等について確認等を行っております。次ページをお開けください。令和2 年8月18日、第2回あさぎり町文化財保護審議会をあさぎり町生涯学習センター大会議室で行っておりま す。豪雨災害による指定文化財への被害状況を報告し、今後の対応について協議を行っております。また、 未指定文化財や教育委員会にて保管しております農機具、民具の今後の取り扱いについて協議を行っており ます。会議後には浜の上横穴群の現地確認を行っております。委員5名の出席をいただきました。続きまし て、令和元年度あさぎり町教育委員会点検評価報告について報告をさせていただきます。教育委員会は毎年 教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況について、教育に関し学識を有する者の知見を活用しな がら点検評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに公表することが地 方教育行政の組織及び運営に関する法律第2条に義務づけられております。今回はその法律に基づきまして 報告を行うものでございますが、議会の報告及ひ町民の皆様への公表により説明責任を果たし、今後の効果 的効率的な教育行政の推進に資するものであります。教育委員会では、平成30年3月に策定いたしました 第2期あさぎり町教育振興基本計画をもとに、まず学校及び教育委員会が自己評価を行い、最後に評価委員 さん3名に外部評価をいただき報告書を作成しております。報告書の原本につきましては、議長宛てに提出 しておりますが、お手元にその写しを配付しておりますのでご覧いただければと思います。評価につきまし ては、4から1までの4段階で評価を行っております。評価委員の皆様には平均3.1とおおむね達成の評 価をいただいておりますが、多くの御意見や御要望等もいただいておりますので、今後の各事業の取り組み の指標として活用させていただきたいと考えております。詳細につきましては後ほど報告書をご覧いただけ

ればと思います。今後は報告書をホームページ上で公表し、議会や町民の皆様からの御意見等を踏まえながら、効果的な教育行政の推進に努めてまいりたいと考えております。以上簡単でございますが、あさぎり町教育委員会点検評価報告の報告書の報告とさせていただきます。議員の皆様方におかれましては今後とも御指導等を賜りますようよろしくお願いいたします。終わります。

#### 日程第3 議案第24号

- ◎議長(徳永 正道君) 日程第3、議案第24号、あさぎり町認可地縁団体の印鑑の登録及び証明に関する 条例の一部を改正する条例の制度についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。
- ●町長(尾鷹 一範君) 議案第24号あさぎり町認可地縁団体の印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を 改正する条例の制定について提案いたします。提案理由を申し上げます。民法の一部改正に伴い、本条例の 一部を改正する必要がある。よって、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める ため提出するものです。詳細につきましては担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決いただ きますようよろしくお願いいたします。
- ◎議長(徳永 正道君) 町民課長。
- ●町民課長(深水 昌彦君) おはようございます。それでは議案第24号について御説明を申し上げます。本条例は地方自治法に基づく町長の認可を受けた認可地縁団体の代表者に係る印鑑、認可地縁団体印鑑といいます。の登録及び証明のほか必要な事項につきまして定めているもので、今回の民法の改正により本条例の一部を改正するものです。それでは新旧対照表により説明いたします。3ページをお願いします。それでは、新旧対照表により御説明申し上げます。左表左枠の現行につきましては、第二条第1号から第4号まで、民法の規定によりそれぞれの職務代理者について定めてありますが、今回の一部改正に伴い、右枠の改正後につきましては、第2号第二条第1号から第4号まで、地方自治法及び地方自治法施行規則の規定により、それぞれ改正を行うものです。ちなみに第2条第1号で示すそれぞれの職務代理者につきまして、第2号につきましては、代表者が欠けた場合の仮の代表者、第3号につきましては団体と代表者の利益が相反する事項についての特別の代理人、第4号につきましては、団体が解散したときの清算人を示しております。続いて現行第4条中、地方自治法施行規則につきましては、改正後は法施行規則に改めるものでございます。2ページをお願いします。附則になります。この条例は公布の日から施行をするということにします。以上、説明を終わります。
- ◎議長(徳永 正道君) 提案理由の説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑ありませんか。 ありませんか。

(「なし」の声あり)

**◎議長(徳永 正道君)** 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

**◎議長(徳永 正道君)** 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第24号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

◎議長(徳永 正道君) 起立多数です。したがって議案第24号は原案のとおり可決されました。

#### 日程第4 議案第25号

- ◎議長(徳永 正道君)日程第4、議案第25号、令和2年度あさぎり町一般会計補正予算第11号について を議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。
- ●町長(尾鷹 一範君) 議案第25号令和2年度あさぎり町一般会計補正予算第11号について提案いたし

ます。令和2年度あさぎり町の一般会計補正予算第11号は次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正第1条歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億4,935万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ136億704万5,000円とするものでございます。詳細につきましては担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決いただきますようよろしくお願いします。

#### ◎議長(徳永 正道君) 企画財政課長。

おはようございます。それでは説明させていただきます。令和2年度あさぎ ●企画財政課長(船津 宏君) り町一般会計補正予算第11号について説明をいたします。関係事項を朗読させていただきます。第2項、 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳 入歳出予算補正による。第2条、債務負担行為の追加は、第2表債務負担行為補正による。第3条、地方債 の変更は第3表地方債補正による。今回の補正は、主に令和元年度決算による繰越金公民分館等施設整備費 等について計上するものです。 次に 7ページをご覧ください。 第2表債務負担行為補正です。 債務負担行為 の追加でございまして、内容については後ほど担当課より説明をいたします。次に8ページをご覧ください。 第3表、地方債補正の変更でございます。表右側の欄、補正後の限度額につきまして、4件で計1億3,6 10万円を増額するものです。なお、補正後の起債の方法、利率、償還の方法については、補正前について 同じでございます。詳細については、担当課から各事業の歳入の際に説明をいたします。次に、11ページ をご覧ください。企画財政課所管分について説明をいたします。歳入です。最上段の枠で、目1地方特例交 付金の減収補てん特例交付金は、個人住民税と自動車取得税の減収分が補てんされるもので、額の確定によ るものです。下の枠の目1地方交付税は、今回の補正予算の財源調整として減額するものです。ほかの特定 財源の確定と介護保険特別会計からの繰り入れによるもの。それから前年度繰越金の確定分によります。こ こで令和2年度の普通交付税の額が決定しておりますのでお知らせをいたします。令和2年度の普通交付税 の額ですが、44億8,381万9,000円。昨年よりも8,747万1,000円の増となっておりまして、 主な要因といたしましては、幼児教育無償化の経費や森林整備費や人口密度の低い地区に対する経費につい ての交付税算定の増によるものです。なおこれをもとに繰越金などを勘案いたしまして計算いたしますと、 現在の留保財源の額は、1億3,217万8,000円となります。昨年同期の額が、1億6,000、失礼 しました。もとい、1億6,249万7,000円とありますので、若干3,000万ほどの減となっており ます。また、本年は7月豪雨を受けて、9月に交付される普通交付税の一部を7月10日に繰り上げて交付 がなされておりまして、この繰り上げの交付額が5億6,000万円となっておりますことを御報告いたし ます。それでは11ページの中ほどの枠、目1総務費国庫補助金の節5地方創生臨時交付金につきまして、 これは新型コロナウイルス感染症対策で国の補正予算により措置されている2次補正分でありますが、今回 の補正計上により事業が確定した分について充当をするものです。次に12ページをお願いいたします。1 番下の枠で、目1繰越金につきましては、決算が確定し、前年度からの繰越金が6億1,146万1,000 円となりました。当初予算で3億円を計上しておりましたのと、7月の第8号専決補正予算時に、豪雨災害 の補正財源として1億242万9,000円を繰越金にて財源調整をしておりましたので、今回確定した額 との差額、2億903万2,000円を計上するものです。次に13ページをお願いいたします。中ほどの 枠、目3雑入の市町村振興協会市町村振興事業補助金は、宝くじの益金の一部を市町村に補助されるもので すが、交付額の決定によるものとなっております。その下の総務債、目1総務債、臨時財政対策債について は、借入限度額が1億8,300万円に確定しましたので、当初予算1億8,600万円との差額300万円 の減額を行うものです。 8ページの地方債補正の表を参照いただきたいと思います。 次に14ページをお願 いいたします。歳出です。下の欄、目7企画振興費は、人事異動に伴う補正です。人事異動に伴う人件費補 正につきましては、総務課からまとめて説明がありますので、説明を省略させていただきます。次に15ペ

ージをお願いいたします。1番上最上段の目8電子計算費の節17備品購入費は、新型コロナウイルス感染症の影響で、ウェブ会議オンライン会議を余儀なくされており、その対応が迫られておることから、これに対応した行政防災のIT化を推進するために、3密等を避けるためのオンライン会議をスムーズに実施できるよう、地方創生臨時交付金を活用し、必要な設備を整備するものです。具体的には、役場庁舎の会議室等に専用のパソコンモニターカメラスピーカー等を設置整備するものとなっております。次にその下の欄、目14基金費の財政調整基金積立金ですが、地方財政法第7条において、決算剰余金を生じた場合において当該余剰金の2分の1を下らない額を積み立てるか、地方債の繰り上げ償還の財源にしなければならないと規定されております。このため、繰越金6億1,146万1,014円から当初予算時の繰越見込み額3億円を引いた額の2分の1を財政調整基金積立金として計上をしております。次にその下の欄、目15地域情報通信基整整備推進事業費は、光ケーブルの修繕料等で、既に本年度15カ所等の修繕が発生しており、また7月豪雨の対応もあり、今後の災害や事故落雷等に備えるもので、豪雨災害で使用した予算の回復分も含まれております。その下の欄、目17ふるさと寄附対策費の節1から節8旅費にかけての経費ですが、これから年末にかけまして、ふるさと寄附の申請が集中殺到しワンストップ特例申請の締め切りが1月になっておりますことなどから、会計年度任用職員を雇用する経費を計上をしております。企画財政課分については以上です。

#### ◎議長(徳永 正道君) 総務課長。

- ●総務課長(土肥 克也君) おはようございます。それでは続きまして総務課所管分を説明いたします。1 1ページをお願いいたします。歳入でございます。1番下の枠、目1総務費国庫委託金は、自衛官募集事務 委託金の額の決定により増額補正するものでございます。次に14ページをお願いいたします。歳出でござ います。まず今回の補正では、特別職の給与費の補正はございませんが、一般職の給与費を複数の科目で補 正しております。これは6月補正以降の人事異動による科目間の組み替え及び諸手当における支給要件の変 動による所要の額を補正するものでございます。したがいまして、当該事由による各科目の給与費の説明は 省略させていただきます。 なお、 後ほど各所管課において説明する時間外勤務手当や会計年度任用職員の給 与費と合わせ、今回の補正の総額補正による補正後、補正前の額は23ページからの給与費明細に示すもの でございます。では、総務課所管分を1段目の目1、一般管理費から説明いたします。節8旅費、節10需 用費の説明の欄の食糧費及び節18負担金補助及び交付金は、新型コロナウイルス感染症対策により、中止 と決定されました区長会研修にかかる経費をそれぞれ減額し、節10需用費の説明の欄の消耗品費には、自 衛官募集事務委託金の額の決定により、当該募集事務に係る消耗品費を補正するものでございます。次の目 6、財産管理費では、節10需用費に役場本庁舎2階電算室の空調設備の修繕料を節13使用料及び賃借料 に、町有地における廃棄物の処分に係る機械借上料を補正するものでございます。次に21ページをお願い いたします。二つ目の枠、目4防災管理費では、令和2年7月豪雨災害に対応するため、緊急的に支出した 節3職員手当等の宿日直手当及び時間外勤務手当、並びに節10需用費の消耗品費及び食糧費について、今 後の支出見込み額を予算回復するため補正するものでございます。以上で総務課所管分の説明を終わります。
- ◎議長(徳永 正道君) 説明の途中でございますが、ここで10分間休憩をいたします。
- ◎議長(徳永 正道君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。町民課長。
- ●町民課長(深水 昌彦君) はい。それでは町民課所管につきまして、説明を申し上げます。11ページをお願いします。3枠目の目3、衛生費国庫補助金、節2衛生費国庫補助金の1,342万円です。これにつきましては、7月豪雨によります災害において被災した半壊以上の家屋の公費解体及び自費による解体をされた方に所有者に対する費用とそれと補助金を合計しました歳出で計上しております。2,684万1,060円の2分の1の補助金となります。続きまして13ページをお願いします。3枠目、最下段目8衛生費に

なります。節1災害対策債1,340万円、これは先ほどの被災家屋公費解体等に係る事業費の国庫補助の残2分の1につきまして、災害対策債を充当するものです。95%が交付税措置されます。続きまして18ページをお願いします。歳出になります。目3環境保全費、節12委託料、説明欄、資源有価物回収委託料、これにつきましては、一般家庭より資源物として出されております古着等につきまして、本来であれば事業者により海外へ輸出されるところなんですけれども、今回のコロナ禍の影響により輸出ができずに大量にストックがされてしまっております。このことから、衛生上好ましくないので廃棄を委託するものです。その下の被災家屋公費解体委託料、これにつきましては先ほど歳入のほうで御説明を申し上げました被災家屋につきまして、自費により解体をされた所有者に対し、申しわけありません。これにつきましては、半壊以上の家屋につきまして公費により解体をする経費を計上させていただいております。その下節18負担金補助及び交付金につきましては、443万1,000円につきましては、7月豪雨により被災した家屋について所有者が自ら家屋を解体した場合に償還として補助するものです。1件分を計上しております。以上、町民課につきましては以上になります。よろしくお願いいたします。

#### ◎議長(徳永 正道君) 生活福祉課長。

●生活福祉課長(山内 悟君) おはようございます。それでは生活福祉課所管分の説明を申し上げます。歳入12ページをお願いいたします。一つ目の枠で目2民生費県補助金、節7救護施設費補助金の救護施設職員への慰労金給付事業補助金につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策を実施しつつ、福祉サービスの継続に努めている社会福祉施設等の職員への慰労金として、救護施設の職員を対象に県から支給されるものです。支給額は1人につき5万円の28名分となります。次に17ページをお願いいたします。歳出です。一つ目の枠で目4障害者福祉費、節18負担金補助及び交付金の人吉球磨地域障害者相談支援事業負担金につきましては、管内市町村が共同で実施している障害者相談支援事業の負担金でございますが、当初の負担額の算定について訂正があり、不足する分を増額するものです。次の2枠目の目1児童福祉総務費、節8旅費の費用弁償につきましては、今年7月から来年3月まで任用しております会計年度任用職員の通勤手当について不足する分を増額するものです。次に、3枠目で目1救護施設総務費、節7報償費の救護施設職員慰労金につきましては、歳入で説明いたしました福祉施設職員を対象に新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策を実施しつつ、福祉サービスの継続に努めている救護施設職員への慰労金です。支給額は1人につき5万円の28名分となります。以上で生活福祉課所管分について説明を終わります。よろしくお願いいたします。

# ◎議長(徳永 正道君) 高齢福祉課長。

●高齢福祉課課長(木下 尚宏君) おはようございます。それでは、高齢福祉課所管分について御説明いたします。歳入になります。12ページをお願いいたします。4枠目、目1特別会計繰入金、節2介護保険特別会計繰入金でございますが、令和元年度介護保険事業特別会計決算により事業費が確定いたしましたので、介護給付費負担金及び地域支援事業費負担金の返還分を一般会計へ繰り入れるものでございます。次のページをお願いいたします。2枠目、目3雑入、節1雑入の2行目と3行目、低所得者保険料軽減負担金精算金につきましては、介護保険料の低所得者に対する軽減強化が図られておりますが、元年度の決算によります国界への精算金でございます。国が2分の1、県町が4分の1の負担率となっております。16ページをお願いいたします。歳出になります。下の枠、目2老人福祉費、節22償還金利子及び割引料の介護保険低所得者対策事業県補助金返還金でございます。これは低所得者で生活が困窮している方に対しまして、介護サービスの利用促進を図るために、介護サービスを提供する社会福祉法人へ交付された県からの補助金を精算し返還するものでございます。その下節27繰出金でございますが、歳入で説明いたしました低所得者保険料軽減事業の国界の精算金に合わせまして、町負担分を加えました増額6万6,00円の増額分と、介護

保険特別会計への繰出金の減額。この減額は球磨郡介護認定事業、認定審査事業特別会計の多良木町からの派遣職員諸経費の負担金減額になりますが、150万2,000円を相殺した額を計上しております。以上で高齢福祉課関係の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

#### ◎議長(徳永 正道君) 健康推進課長。

●健康推進課長(松本 良一君) それでは、健康推進課所管分につきまして御説明いたします。7ページを お願いします。第2表の債務負担行為の補正でございます。番号1番の健康管理システム賃借。期間につき ましては、令和3年度から令和7年度まで、限度額につきましては1,484万3,000円でございます。 これは現行の健康管理システムのリース期間が満了するというようなことから、クラウド版のシステムに切 りかえるために行うものでございます。この健康管理システムにつきましては、町民の健康診断や予防接種 の対象者抽出、それから受診履歴の管理、それから保健指導や訪問履歴の管理などを行うシステムでござい ます。次に11ページをお願いします。歳入でございます。3番目の枠になります。目3衛生費国庫補助金、 節1保健衛生費補助金、地方スポーツ事業振興費補助金でございます。これはスポーツ庁の補助を受けて実 施します運動スポーツ習慣化促進事業に充てるものでございます。次のページをお願いします。 2枠目にな ります。目1指定寄附金、節1指定寄附金の衛生費寄附金でございます。これは町民の方から子ども達のた めに役立ててほしいというようなことから寄附がございましたので、後ほど歳入のほうで御説明いたします けれども、免田保健センターの施設整備に使用させていただくことにいたしております。次のページをお願 いします。1番上の枠になります。目2の衛生費受託事業収入、節1保健衛生総務費受託事業収入、高齢者 の保険事業受託収入でございます。これは今年度から実施いたしておりますけれども、後期高齢者医療広域 連合の受託事業として実施します事業費のうちに、健康ポイント商品券、それから管理栄養士の人件費の一 部が補助対象外となりましたので減額を行うものでございます。次17ページをお願いします。歳出でござ います。1番下の枠になります。目1保健衛生総務費、節1報酬、地域担当医療専門職報酬、これは会計年 度任用職員の時間外手当でございます。これは高齢者のサロンやいきいき100歳体操などが休日や夜間に 開催された時のものでございます。それからその下の節8旅費の費用弁償につきましては、会計年度の任用 職員の通勤手当が不要となりましたので減額するものです。その下、節10需用費の消耗品費につきまして は、広域連合の受託事業で使用しますリーフレットの購入、それと御飯や肉などの模型でありますフードモ デルを購入するものでございます。その下の印刷製本費につきましては、これも受託事業で使用します資料 の印刷代でございます。次の節12の委託料、在宅輪番医制委託料につきましては、これまで各市町村がそ れぞれ医師会と委託契約を行って委託料として支払っておりましたけれども、今年度から人吉球磨管内の代 表市町村が一括して契約して負担金としてそこに支払うこととなりましたので、負担金のほうに組み替える ものでございます。その下の健康管理システム保守委託料。これは3月からクラウド版の健康管理システム を導入いたしますけれども、その保守費用でございます。その下の健康管理システム改修委託料、これは当 初予算では現行システムを改修して使用する予定としておりましたけれども、クラウド版のほうが経費やセ キュリティの面でも優れているということで、減額を行うものでございます。次の健康管理システム初期導 入委託料につきましては、新しいシステムへのデータの移行やシステムのセットアップなどに要する費用で ございます。次のページをお願いします。右上の節13使用料及び賃借料、健康管理システムリース料、こ れもクラウド版のリース料でございます。その下の健康管理システム使用料につきましても、クラウド版の 使用料でございます。 節18の負担金補助及び交付金の休日在宅当番医事業負担金につきましては先ほど説 明いたしましたけれども委託料からの組み替えでございます。それから一つ飛びまして目6の予防接種事業 費につきまして、節12の委託料の個別接種医療機関委託料につきましては、今年の10月からロタウイル スの予防接種が定期接種となりますので、その費用について計上するものでございます。60人分でござい

ます。その下の節22償還金利子及び割別料の第5期風疹予防接種国庫補助金返還金でございます。これは 令和元年度分の実績に基づく返還金でございます。それから目7の健康づくり推進事業費、節7の報償費の 健康ポイント報償費につきまして、これはあさぎり町幸福スタンプ会の商品券の購入費でございますけれど も、幸福スタンプ会の活動が今年度で終了されるという連絡がございまして、それにかわる商品券を町で発 行することといたしました。そのため節7の報償費で商品券の購入費を減額し、その下の印刷製本費で商品 券を作成をすることといたします。健康ポイントが10ポイント貯まった方に対しまして、それを商品券を 交付することとなります。その後使用された商品券の換金につきましては、あさぎり町商工会に委託するこ ととしまして、節12の委託使用料に計上したものでございます。 それから目8のスマートウェルネスシテ ィ事業費の節3職員手当等、時間外勤務手当につきましては、これはスポーツ庁の事業に係るものでござい ますけれども、医療機関との打ち合わせや夜間に行う健康運動教室の業務に係るものでございます。その下 の費用弁償につきましては、実行委員会に係るものでございます。町内の医師や健康運動指導士、スポーツ 推進員等で構成いたしております。その下の消耗品費につきましては、フェイスシールドやマスク消毒液等 でございます。その下の郵送料は、健康政策に係るアンケートを計画しておりますけれども、返信用の郵送 料1,200件分でございます。その下の備品購入費につきましては、健康運動教室等で使用しますインス トラクター用の拡声機それからウェブ会議で使用するワイヤレスマイクスピーカー等の購入費でございます。 それから目9の保健センター管理費につきまして、節10の事業費、修繕料につきましては、岡原保健セン ターの身障者用トイレが故障しておりますので、その修理費でございます。その下の節14工事請負費につ きましては、歳入で御説明いたしましたけれども、子ども達のための寄附を受けまして、免田保健センター の駐車スペースから保健センターの入り口にかけまして、雨よけの施設を整備することとしております。子 どもさん方を連れた保護者が、雨の日でも濡れずに屋内に入れるよう整備を行うことといたしております。 以上で健康推進課分について説明を終わります。よろしくお願いします。

#### ◎議長(徳永 正道君) 農林振興課長。

●農林振興課長(万江 幸一朗君) はい。それでは農林振興課所管分について説明をいたします。 1 2 ペー ジをお願いいたします。歳入になります。上段の目4農林水産事業費県補助金、節2農業費補助金ですが、 免田地区において排水路整備を予定しておりますが、農業農村整備事業推進事業で採択されたため県補助金 分を計上をいたしております。交付率は事業費の2分の1となっております。次に節3林業費補助金。食べ る竹使う竹見せる竹生産支援事業補助金です。荒廃している里山竹林をタケノコ生産により竹林を整備する 事業の補助金で、竹林整備を1.52ヘクタール、簡易作業道390メートルを整備の予定です。こちらは 歳出にも同額を計上しております。次に3段目の枠、目5林業振興基金繰入金、節1林業振興基金繰入金は、 林業従事者から申請のありましたチェーンソー1台の購入補助金分を計上しております。補助率は税抜金額 の2分の1となっております。次に19ページをお願いいたします。歳出になります。2段目、目4農業振 興費、節7報償費と次の節8旅費につきましては、本年度から産業活性化プロジェクトとして農家の経営診 断を実施しておりますけれども、診断結果をもとに今後の農業政策の検討会を予定しているところです。報 償費は外部アドバイザー10名の交通費相当額、また費用弁償については、町内の農業関連団体の方に出席 をいただく際の費用となります。また、目9農業施設管理費、節12委託料につきましては、岡原地区の避 難所に指定されておりますもみじ館のトイレ改修工事の設計委託料となっております。和式トイレ3カ所を 洋式に改修する予定となっております。次に目16農地費につきましては、当初予算にて町単独の工事請負 費として計上しておりましたが、歳入でも説明しましたとおり、免田地区の排水路整備を県の農業農村整備 推進交付金事業にて実施することとなりましたので、一般財源を県補助金に更正するものです。次に下段の 目2林業振興費、節18負担金補助及び交付金ですが、歳入でも説明しましたとおり、食べる竹使う竹見せ

る竹生産支援事業と農業振興基金を活用した林業振興林業従事者育成促進事業補助金となっております。2 2ページをお願いいたします。下から2段目の枠、目1農地災害農地等災害復旧費とその下の目2林業施設 災害復旧費、ともに今年7月の豪雨災害に伴う職員の災害関連事務の時間外手当を計上しております。以上 で農林振興課分の説明を終わります。よろしくお願いします。

#### ◎議長(徳永 正道君) 商工観光課長。

●商工観光課長(北口 俊朗君) はい。それでは商工観光課所管分の説明をいたします。20ページをお開きください。歳出ですけれども、二つ目の枠、目1観光費、節12委託料、この委託料の増額につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により指定管理施設の臨時休館や利用者の利用自粛で利用料金収入等が減少し、履行すべき指定管理業務が実施できなくなることを防ぐため、必要な指定管理委託料を増額するものです。なお、この増額の算定方法につきましては、過年度の収支決算額の平均額と、本年度の収支実績額との月ごとに比較し、指定管理者利益相当分を差し引いた差額を委託料不足分として増額するものです。以上、説明を終わります。

#### ◎議長(徳永 正道君) 建設課長。

●建設課長(大藪 哲夫君) はい。それでは建設課所管分について説明いたします。13ページをお願いい たします。3番目の枠の目4土木債の道路橋梁債の減額ですが、歳出で説明いたします橋梁補修工事を取り やめることに伴う970万円の減額に歩道整備事業工事費の増額に伴う570万円の増額。相殺いたしまし て400万円の減額とするものです。19ページをお願いいたします。歳出です。上の枠の目18清願寺ダ ム管理費、節3職員手当等の増額ですが、大雨警報発令時にダムの事務所に土曜・日曜・夜間に待機すると きの手当で、7月の豪雨に伴う対応で支出したことにより、今後見込み分の増額をするものです。次のペー ジをお願いいたします。1番下の枠の目1土木総務費の節1報酬から節8旅費につきましては、会計年度任 用職員の12月から来年3月までの4カ月分を計上しております。7月の豪雨により災害が多数発生し、今 後工事発注を行うことになりますが、12月までにすべて発注し書類整理を含めた対応に職員が大変厳しく なることと、改良工事に伴う用地取得の事務も災害対応で遅れており、またさ令和3年度に向けての準備も 遅れておることから、災害事務補助と登記事務補助を兼ねて会計年度任用職員をお願いしたいため計上いた しております。次のページをお願いいたします。1番上の枠の目2道路維持費、節10需用費の修繕料と節 12委託料の道路維持委託料、これは樹木伐採の委託になります。そして節13使用料及び賃借料の機械借 上料ですが、7月豪雨に伴いそれぞれ対応を行っており、今後不足する費用として見込まれる額を増額をお 願いするものです。 節12委託料の調査設計委託料は、現在2巡目の橋梁点検を昨年度から行っております が、本年度ですべての橋梁点検を実施しなければならないことが判明しました。よって来年度予定していた 橋梁点検分を前倒しして本年度実施しなければならないため、その分の増額をお願いするものです。節14 工事請負費の減額は、橋梁補修工事を取りやめてそれに伴う財源として国庫交付金がついておりましたもの を委託料で増額した橋梁点検の財源に振り替えるものです。なお、工事請負費は起債対象となっておりまし たが、調査設計委託料は対象とならないことから一部財源更正を行っております。目4道路改良費、節14 工事請負費は、古町永才線の前田橋の橋梁架け替工事で繰り越しで設計委託をしており、詳細設計が決まり ましたのでそれに伴う不足額の増額をお願いするものです。以上建設課の説明を終わります。よろしくお願 いいたします。

#### ◎議長(徳永 正道君) 上下水道課長。

●上下水道課長(林 敬一君) はい。それでは、上下水道課分の説明をさせていただきます。歳出の18ページをお願いいたします。目の2段目、目3環境保全費、節18負担金補助及び交付金、説明の上段合併浄化槽維持管理費補助金でございます。昨年度から下水道処理区域外の専用住宅を対象に下水道使用料相当額

と合併浄化槽維持管理費の差額の補助を行っておりますが、今回下水道処理区域外の公民分館につきまして も地区の要望を受けまして、補助対象として拡充しまして該当します6分館の本年度分の補助金額を計上す るものでございます。上下水道課分につきましては以上でございます。よろしくお願いいたします。

#### ◎議長(徳永 正道君) 教育課長。

- **●教育課長(出田 茂君)** 教育課所管分について御説明いたします。7ページをお願いいたします。第2表 債務負担行為補正です。2番学校給食センター調理配送等業務は、令和2年度末で業務委託契約が終了いた します。新たに令和3年度から5年度までの3年間の調理配送等業務委託を令和2年度中に契約締結する必 要があるため、債務負担行為の追加をお願いするものです。次に8ページをお願いいたします。第3表地方 債補正です。3番社会教育施設整備事業、起債前限度額8,710万円から補正後限度額を2億1,680万 円に変更いたします。これは、せきれい館改修事業、旧深田保健センター解体事業、公民分館建設事業分と なります。次に歳入を説明いたします。11ページをお願いいたします。3枠3段目になります。目8教育 費国庫補助金、節2公立学校情報機器整備費補助金の増額は、新型コロナウイルス感染症の拡大により再び 学校等が休校となった場合に、オンライン授業を実施する必要があると考えております。そのため町内の児 童生徒のいるインターネット未接続の世帯に貸し出し用のモバイルWifiルーターの購入を計画しており ます。就学援助世帯児童生徒は補助対象となるものでございます。補助額は1人1万円で、対象者は111 人です。13ページをお願いいたします。3枠3段目になります。目6教育債、節2社会教育施設整備事業 債の増額は、せきれい館改修工事分が9,470万円。旧深田保健センター解体工事費分が1,800万円。 寺池地区公民分館建設補助分が1,700万です。次に歳出を説明いたします。21ページをお願いいたし ます。最下段です。目3教育振興費、節17備品購入費の増額は、先ほど歳入で説明いたしました町内の児 童生徒のいるインターネット未接続世帯への貸し出し用モバイルWifinルーターの購入費です。 貸出用モ バイルWifiルーター1台1万6,830円、240世帯分を計上しております。次に、節24積立金学 校教育施設整備費基金積立金の増額は、旧須恵中学校を民間事業者へ令和2年5月から令和5年4月まで有 償貸し付けをしております。旧須恵中学校の施設整備には昭和52年、53年度に文部科学省所管の補助金 を活用したことから、事業所への排出期間の補助金相当額を学校教育施設整備基金へ積み立てる必要がある ことから計上するものでございます。22ページをお願いいたします。最上段です。目1学校管理費、節1 4工事請負費の増額は、免田小学校グランド西側フェンス等改修工事費になります。西側の防球ネットは破 れたカ所が多くまたフェンスも老朽化しており児童が側を流れる排水路へ転落しないよう、防球ネットとフ エンスを改修するものでございます。2枠目、目2公民館費、節12委託料の増額は、せきれい館改修工事 監理費業務委託になります。節14工事請負費の増額は、せきれい館改修工事費970万円と旧深田保健セ ンター解体工事費1,900万です。 せきれい館は平成14年度に建設され、18年経過し、内壁外壁とも に浮きやひひ割れが見られ、剥落の恐れがあります。また、平成29年度に行いました耐震調査結果に基づ き、大きな地震発生時には、講堂の天井及び空調機器は、脱落により大きな危害を生じる恐れがあるため、 内外壁の補修工事及び講堂天井と空調施設の耐震工事を行うとともに、老朽化した空調施設の更新を実施す るものです。また、旧深田保健センターは、昭和56年度建設の旧耐震建設構造のため解体をするものでご ざいます。節18負担金補助及び交付金、公民分館等施設整備費補助金の増額は、主に川瀬公民館の災害復 旧工事に対する補助金50万円、寺池地区公民分館新築工事に対する補助金1,700万円でございます。 以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。
- ◎議長(徳永 正道君) 説明漏れはありませんか。提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。加賀山議員。
- 〇議員(4番 加賀山 瑞津子さん) 12ページ生活福祉課にお尋ねいたします。救護施設職員の慰労金給

付事業補助ということで、先ほど全職員の方への1人5万円の補助というお話がありましたが、実はこれの補助金については、国から10分の10の補助ということで町の負担がないわけです。最初にこの医療分野だけということが、福祉分野に対象が広がったっていうことで、ありがたい補助金ではあるんですが、実は今回児童分野っていうのが対象外となっております。それについて町として独自に児童分野についての独自の検討っていうのはなされましたでしょうか。

- ◎議長(徳永 正道君) 生活福祉課長。
- ●生活福祉課長(山内 悟君) はい。児童福祉分野へのですね慰労金の補助金につきましては、8月5日のですね議会におきまして、認定こども園、また保育園の職員さん、あとは学童クラブにですね従事される職員さんにつきまして、2万円もしくは1万円の補助金を支出するということで議会のほうでも可決いただいております。以上です。
- ◎議長(徳永 正道君) 加賀山議員。
- ○議員(4番 加賀山 瑞津子さん) はい。今回ちょっとついていなかったので確認という形でさせていただきました。9月に沖縄のほうでこども園のクラスターとかも発生しておりますし、この救護施設とかに関しましては感染が出てなくても1人5万円の補助があったわけですが、今回児童分野に関して、この補助対象から外されたっていうことで、非常に現場のモチベーションが落ちているっていう話も伺っておりましたので確認で質問させていただきました。
- ◎議長(徳永 正道君) 他にございませんか。小谷議員。
- **〇議員(1番 小谷 節雄君)** はい、今年度はコロナから、それから豪雨災害と平年と申しますか通常年で は余りない自体が、それも大きく捉えて二つ上がっております。ということで補正予算も大変大きくなって くるというか、これは必要に応じて採用されていると思います。その中で町長はじめ職員の皆さん方も非常 にそういうことで大変な時間を過ごしておられると思っております。その業務のですね煩雑さ、大変さにつ いてはですね、私も及ばずながら理解をしているところでございます。その結果としましてですね、人件費 の補正等々もですね大変いろいろもう既に今回も若干ですが上がっております。これは大きな数字というこ とではございませんが、これまでの補正も含めましていろいろやってきていただいてる中で、今回私がちょ っと気にしておりますのは、職員の皆さん方の負担、こういった事態でありますので、もう頑張っていただ きたいと一言で終わるべきところかもしれませんが、気にしておりますのは、これまでいろんな大きな災害 があった他地域の中のですね中で、時間が経つごとに被災者の皆さん方も当然、当然と申しますか、大きな メンタル的な影響を受けておられて、その時間が経った後にですねいろんな問題が出てきてる。あわせて国 も含めまして実際職員の皆さん方にもそういったメンタル面の影響が結果的に出てきてるというなことは、 他の自治体でも非常に頻発しております。あさぎり町でそれがあっているというふうには現時点ではまだ認 識しておりませんが、現状のですね、1年間かそこらで結構なんですけれども、職員の皆さん方のメンタル 面からの休職というかですね、そういったことが現在の業務の多忙に影響するものかどうかは別として、結 果的にどの程度発生しているかをちょっと総務課長のほうから御回答いただければと思います。
- ◎議長(徳永 正道君) 総務課長。
- ●総務課長(土肥 克也君) はい、職員に関してのメンタル不調に伴う休職の御質問でございますが、現在メンタル不調に伴う休職している職員はございません。過去1年間、令和元年度になりますが、元年度中は2人の職員がメンタル不調により休職をし、現在は復帰をしているところでございます。
- ◎議長(徳永 正道君) 小谷議員。
- **○議員(1番 小谷 節雄君)** あわせてですね、前回もちょっと若干触れましたが、こういった通年ベースでない、ある意味緊急事態的な中での通常の業務の執行というのも当然あわせてやっていただいてるわけで

ございますが、現在のあさぎり町の役場として作っておられるかどうかわかりませんが、私の経験上は業務執行計画というものがあって、四半期ごとに執行状況等もですねチェックを入れていたと思います。これは私の推測ですがなかなかそういったところがですね、計画どおり進捗できているのかどうか、そこは非常に気になるところでございまして、これもし現在総務課なり企画財政課でおわかりであればですね、現在の進捗がですね計画どおりいってるか、あるいは若干影響が出ているか、その付近で結構ですが、今わかりましたら御回答いただければと思います。

# ◎議長(徳永 正道君) 総務課長。

●総務課長(土肥 克也君) はい、議員おっしゃいましたとおり、町では全ての課において、主要な行事、 事業ですが、について四半期ごとの進捗状況を確認しております。しかしながら今年度につきましては、コロナ感染症対策、また7月の豪雨によりまして、その計画の進捗状況の把握もまだ滞っている状態でございます。実際その二つの大きな対応に追われているのは事実でございまして、先ほどもありましたとおり、実際行わなければならない本年度の事業についても、遅れが生じているものは事実でございます。

#### ◎議長(徳永 正道君) 小谷議員。

〇議員(1番 小谷 節雄君) ありがとうございます。最初に申し上げましたが、今この話をここで持ち出 しておりますのは、最初申し上げましたコロナ、あるいは豪雨災害、こういった通常年ではあまり発生しな い案件が二つ重なっているという状況の中で、当初年度当初計画された事業執行がなかなか難しいであろう、 あるいはそれをやるとしたらその二つの案件も含めて大変職員さんも大きな状況があると思います。結果的 に言い方悪いですけど、中途半端という表現は適当でないんですけれども、そういった状況の中で進んでい くと、今度は結果的に住民サービス、公共的なサービスもですね、結果としては好ましくない結果になるよ うな可能性もあるということで、町長にお尋ねというか最後にお尋ねも含めて申し上げておきたいのは、前 回もちょっと申し上げましたけど、事業の見直し等もですね、年度の中で、もし必要であればあるいは可能 であればという前提なんですけどもしていかないと、1番最初申し上げたのは、よその事例でですね、とに かく最終的に職員のメンタル面でいろんな、ちょっと言い方悪いんですけど、最悪のケースもですねあった りということも、他所で実際発生しております。あさぎり町はそこまで今追い込まれているかどうかという ことはちょっとわかりませんけれども、そういったところにも気を配って、結果的に職員の皆さんが頑張っ ていただく範疇の中で、適切な町民へ向けての住民サービスがですね実現できるというのが最終的な目標と いうか目的でございますので、その付近のなかなかそこまで考える余裕がないという部分もあるかもしれま せんが、若干そのあたりを検討いただけるそういった時期に今あるんじゃないかと私は思いましたので今回 あえて申し上げておりますので、町長のお考えをいただければと思います。

#### ◎議長(徳永 正道君) 町長。

●町長(尾鷹 一範君) はい。一般質問の中でも私お答えしたと思うんですが、やはり過度な負担にならないように、やはり公助でできる部分と共助の部分とを分けさせていただいて、地域住民の方々にもですね、過度なやはり職員の負担になると判断した場合は、それは共助でやってくださいということをお願いもしております。それからやはり事業の見直し等についてはやはりこれからですね、小谷議員言われるように、随時やはり削減したり見直したりするものは出てくるものと思っております。それとやはり職員の心のケアというものについては私はもう精いっぱい配慮してるつもりです。朝礼、それから今度台風災害が無事終わった月曜日の午前中にインフォメーションで職員に対してですねねぎらいの言葉、それから今後やはり職員の負担を軽減するためのいろんな取り組みをしていくことをお約束してますし、また現ににですね総務課を中心として、またそれをカバーする形で総合戦略室と一緒に職員の負担を軽減するためのいろんな施策いろんな取り組みをやっていこうということで、また危機管理監もおいでになりましたので、危機管理監も入れて

そういうふうな本当に心身ともに過度にならないように、そういうことには私も精いっぱい配慮をして取り 組んでいきたいと考えております。以上です。

- ◎議長(徳永 正道君) 他にございませんか。皆越議員。
- ○議員(10番 皆越 てる子さん) 10番皆越です。教育課長にお尋ねしますけれども、保健センターの解体があるというようなことでございます。私たち以前ですねあそこを見させていただいた時に、1階に古民具がありました。上には未使用の食器類がありましたので、その現状をちょっとお知らせお願いしたいんですけど。
- ◎議長(徳永 正道君) 教育課長。
- ●教育課長(出田 茂君) 今現在ですねどうなっているのかというお尋ねでございますけれども、古民具につきましては、すべて収蔵庫のほうに収納している状況でございます。また2階に食器等があったということでございますけれども、この分につきましては、健康推進課所管だと思いますのでそちらのほうはそちらでお答えいただければと思います。
- ◎議長(徳永 正道君) 健康推進課長。
- ●健康推進課長(松本 良一君) 食器類につきましては、ちょっと私のほうで今把握しておりませんので、 また後ほどですね、調べまして御回答したいと思います。
- ◎議長(徳永 正道君) 皆越議員。
- ○議員(10番 皆越 てる子さん) あのですね、以前私たちが見させていただいた時には未使用の食器類がありました。今回ですね、私も7月の豪雨で被災された方に、食器等もですね皆さんから集めて寄附をしました。その時にですね大変喜ばれたもんですから、仮設住宅とかですね移転される方はもうそんな食器類が必要っておっしゃるもんですから集めてお渡ししたんですけども、もしもですねそういうものがあったらあさぎり町のこの保健センターの解体というようなことでございますので、どうかあの新しいものと言いませんけれどもやっぱ未使用をですね整理されて、被災者の方に提供できたらいいかな、そんな思いがしましたので質問させていただきました。
- ◎議長(徳永 正道君) 答弁は。健康推進課長。
- ●健康推進課長(松本 良一君) はい。今からですねまた確認した上でですね使用できるものがあればですね、そういったことに御活用いただければと思っております。
- ◎議長(徳永 正道君) 質疑の途中でございますけれども、ここで休憩をいたします。午後は1時30分からです。

# 休憩 午後0時00分 再開 午後1時30分

- ◎議長(徳永 正道君) 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。ここで先ほどの皆越議員の質問に対し、 健康推進課長より答弁の申し出があっておりますので、これを許可します。健康推進課長。
- ●健康推進課長(松本 良一君) 先ほど皆越議員から御質問がありました深田保健センターの食器類の件についてでございますけれども、先ほど見てまいりまして、未使用のものはもうございませんで、未使用のものは免田の保健センターとかに持ってきてですね利用しているというようなことでございました。その他まだ数十点、御飯茶わんとか湯のみ茶碗とかお皿とかございましたけれども、被災された方で必要ておっしゃられる方がいらっしゃいましたらですね、現品を見ていただいた上でお譲りしたいというふうに考えております。以上でございます。

- ◎議長(徳永 正道君) 他に質疑ございませんか。小見田議員。
- ○議員(11番 小見田 和行君) 11番です。1点ちょっとお伺いいたします。ページ20ページ観光課のですね委託料でおかどめ幸福駅売店指定管理委託料に補正してございますけど、この場合の持続化給付金、持続化交付金あたりは支給されたのか、それからこの場合がくま川鉄道沿線でですねそういうお客のターゲットになってたと思うんですけど、復旧が見込みがまだ目処がつかない段階において、今後の指定管理委託料の見直しとか今考えておられるのか、その2点について伺いたいと思います。
- ◎議長(徳永 正道君) 商工観光課長。
- ●商工観光課長(北口 俊朗君) はい。まずおかどめ幸福駅売店のですね国の持続化給付金の申請につきましてはですね、こちらの法人が養豚業もされておりまして、そちらのほうとひっくるめたところでの収支においては、そんな落ち込みはなかったということで、給付金の申請はされてないと聞いております。それともう一つ、くま川鉄道が復旧前で今後の指定管理をどうするかということなんですけれども、私どもとしてもですね、やはりくま川鉄道の今後の復旧の状況を見ながら、指定管理については考えていかなければならないと思っておりますが、現時点では、ここの指定管理が今年度いっぱいで終わりますので、新年度よりの指定管理料の算定につきましては、従来の指定管理料の基準で今のところは考えているところであります。小見田議員、小見田議員マイクに近づけてお願いします。
- ○議員(11番 小見田 和行君) 持続化交付金は、一応我が家の養豚業と一体化したということで売り上げがそれだけ減少してないということで申請はないということですけど、こういう場合、分離して申請をする方法ってなかったんでしょうか。それの販売と生産と一体化されてるんだろうと思うんですけど経営自体としては、その法人としての中での部門的な申請の方法とかあったら交付金あたりはですね、いただければその分経営的に助かんなったんだろうって思ったんですけどその辺のことはできなかったんですよね。
- ◎議長(徳永 正道君) 商工観光課長。
- ●商工観光課長(北口 俊朗君) はい。国の給付金につきましてはやはり1事業所、要するに1法人という 考えだと思いますので、なかなか分離で考えるにはちょっと難しかったのかなと思います。なお、今回の幸 福駅売店につきましてはですね、当然実績報告書あたりはもうすべて分離で出していただいてますので、幸 福駅売店の収支に関わることに関しては、今回数上げてます数値を算定してこの補てんを行っているところです。
- ◎議長(徳永 正道君) 他にございませんか。ありませんか。

(「なし」の声あり)

◎議長(徳永 正道君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

◎議長(徳永 正道君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第25号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

(賛成者起立)

◎議長(徳永 正道君) 起立多数です。したがって議案第25号は原案のとおり可決されました。 日程第5 議案第26号

- ◎議長(徳永 正道君) 日程第5、議案第26号、令和2年度あさぎり町国民健康保険特別会計補正予算第2号についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。
- ●町長(尾鷹 一範君) 議案第26号令和2年度あさぎり町国民健康保険特別会計補正予算第2号について 提案いたします。令和2年度あさぎり町の国民健康保険特別会計補正予算第2号は次に定めるところによる。

債務負担行為、第1条地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、第1表債務負担行為による。詳細につきましては担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決いただきますようよろしくお願いいたします。

- ◎議長(徳永 正道君) 健康推進課長。
- ●健康推進課長(松本 良一君) はい。それでは3ページをお願いします。第1表の債務負担行為でございます。番号1、特定保健指導用タブレット機器賃借、期間は令和3年度から令和7年度まで、限度額は40万5,000円でございます。これはタブレットの2台分でございます。このタブレットの導入費用につきましては、当初予算にて計上しておりましたけれども、債務負担行為が漏れておりましたので今回行うものでございます。このタブレットにつきましては、保健師が戸別訪問や健康教室などで保健指導を行う際に活用するものでございます。以上でございます。よろしくお願いします。
- **◎議長(徳永 正道君)** 提案理由の説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑ありませんか。 質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

◎議長(徳永 正道君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

◎議長(徳永 正道君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第26号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

◎議長(徳永 正道君) 起立多数です。したがって議案第26号は原案のとおり可決されました。

# 日程第6 議案第27号

- ◎議長(徳永 正道君) 日程第6、議案第27号、令和2年度あさぎり町介護保険特別会計補正予算第2号 についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。
- ●町長(尾鷹 一範君) 議案第27号令和2年度あさぎり町介護保険特別会計補正予算第2号について提案 いたします。令和2年度あさぎり町の介護保険特別会計補正予算第2号は次に定めるところによる。歳入歳 出予算の補正、第1条歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億6,628万5,000円を追加し、歳入 歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ22億4,477万円とするものでございます。詳細につきましては、担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決いただきますようよろしくお願いいたします。
- ◎議長(徳永 正道君) 高齢福祉課長。
- ●高齢福祉課課長(木下 尚宏君) それでは議案第27号について御説明いたします。引き続き2ページを朗読いたします。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。7ページをお願いいたします。歳入でございます。目1介護給付費交付金、節2過年度分でございます。令和元年度の介護保険特別会計の決算に伴いまして、介護保険給付費公費負担分の精算した額を支払い基金から受け入れるものでございます。2枠目、目2その他一般会計繰入金、節1事務費繰入金でございますが、一般会計からの事務費繰入金、球磨郡介護認定審査会事業特別会計の減額分でございます。目4低所得者保険料軽減繰入金、節1低所得者保険料軽減繰入金につきましては、一般会計の雑入で説明受け入れいたしました国県の精算金に町負担分を充足しまして計上しております。最下段目1繰越金、節1繰越金につきましては、令和3年度からの繰越金でございます。次のページをお願いいたします。歳出になります。目1介護認定審査会等費、節18負担金補助及び交付金、球磨郡介護認定審査事業特別会計負担金につきましては、多良木町への派遣職員諸経費の減額でございます。目2

償還金、節22償還金利子及び割引料、介護給付費負担金返還金の増額は、令和元年度の介護給付の事業実績に基づき、国県へ返還するものでございます。次の地域支援事業交付金返還金、支払い基金交付金返還金の増額につきましても、元年度の事業費実績に基づきそれぞれ国県支払基金へ返還するものでございます。目1基金積立金、節24積立金。介護給付費準備基金積立金につきましては、第8期の介護給付費準備金として積み立てるものでございます。目1一般会計繰出金、節27繰出金につきましては、介護給付費などの町負担分を精算した金額を一般会計へ繰り出すものでございます。以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

**◎議長(徳永 正道君)** 提案理由の説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑ありませんか。 ありませんか。

(「なし」の声あり)

◎議長(徳永 正道君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

**◎議長(徳永 正道君)** 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第27号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

◎議長(徳永 正道君) 起立多数です。したがって議案第27号は原案のとおり可決されました。

## 日程第7 議案第28号

- ◎議長(徳永 正道君) 日程第7、議案第28号、令和2年度あさぎり町水道事業特別会計補正予算第3号 についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。
- ●町長(尾鷹 一範君) 議案第28号、令和2年度あさぎり町水道事業特別会計補正予算第3号について提案いたします。第1条令和2年度あさぎり町水道事業特別会計の補正予算第3号は次に定めるところによる。 詳細につきましては、担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決いただきますようよろしくお願いいたします。
- ◎議長(徳永 正道君) 上下水道課長。
- ●上下水道課長(林 敬一君) それでは、議案第28号について御説明いたします。2ページの第2条から読み上げさせていただきます。第2条、令和2年度あさぎり町水道事業特別会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。収入第1款水道事業収益、補正前の額3億9,025万5,00円、補正額556万2,000円の減。計3億8,469万3,000円。支出、第1款水道事業費用、補正前の額3億6,375万円、補正額1,148万6,000円。計3億7,523万6,000円。3ページをお願いいたします。第3条、予算第4条本文括弧書きの全文を資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額9,183万5,000円は過年度分損益勘定留保資金8,145万8,000円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,037万7,000円で補てんするものとするに改め、資本的収入の予定額を次のとおり補正する。収入第1款資本的収入、補正前の額2億348万4,000円、補正額7万1,00円の減。計2億341万3,000円。第4条、予算第5条で定めた企業債の限度額を次のとおり補正する。起債の目的、上水道整備事業、補正前の額9,760万円、補正額1,260万円の減。計8,500万円。詳細につきましては11ページをお願いします。補正予算説明書の収益的収入及び支出の収入でございます。目の三行目の1目給水収益、節1水道使用料は、7月豪雨災害によりまして町内の各地区におきまして、断水、濁りが見られておりまして、水道御加入の各御家庭には大変御迷惑をおかけしたところでございます。そこで、町水道御加入の町内全件の7月分の水道料金の基本料金の減額と床上浸水等の認定を受け

られた世帯の7月分の水道料金の全額免除を行っておりますので、その分の減額を計上したものでございま す。12ページをお願いいたします。次に収益的収入及び支出の支出でございます。目の3行目の1目原水 及び浄水費、節3修繕費、7月豪雨災害の仮復旧に当初予算計上の修繕費を充てておりまして、修繕費が不 足しておりますので当初計画しておりました修繕で本年度行わなければならならない未執行分を今回追加計 上させていただくものでございます。次の2目配水及び給水費、節2燃料費につきましても、同様に今回の 豪雨災害によりまして燃料費が不足しますので、追加計上させていただくものでございます。目の最下段の 2目過年度損益修正損13ページに移りまして、節1過年度損益修正損につきましては、令和元年度の工事 で新たに取得しました固定資産につきまして、工事の前払い金の消費税8%と施工払い分の10%を税抜分 で財務諸表に登録しておりますが、固定資産明細の税抜分をいずれも10%の計算で計上しておりまして、 固定資産明細と貸借対照表に差額が生じておりましたので、今回追加計上し修正させていただくものでござ います。 7ページをお願いいたします。令和2年度あさぎり町水道事業キャッシュフロー計算書でございま す。下から3段目の資金増加額804万6,000円。最下段の資金期末残高4億9,635万1,000円 となる見込みでございます。8ページをお願いいたします。8ページから10ページにかけまして令和2年 度あさぎり町水道事業予定貸借対照表でございます。8ページの最下段の資産合計と10ページの最下段の 負債資本合計はともに45億9,988万3,427円の見込みでございます。 説明は以上でございます。 よ ろしくお願いいたします。

- ◎議長(徳永 正道君) 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。 小谷議員。
- ○議員(1番 小谷 節雄君) 1点確認をお願いいたします。11ページ、今回の豪雨災害によりますところの料金の減免でございますが、減免をした結果として当然減免ですから収入減になりますが、その減免分に対する突き詰めていくところの財源の負担と申しますか、それは結局どうなるかということをちょっと確認をさせていただきたいと思います。要するに言いたい事は何か補てんがあるのかそれとも一般的なもう自己負担と申しますか水道会計での負担になるのか、その点だけお願いいたします。
- ◎議長(徳永 正道君) 上下水道課長。
- ●上下水道課長(林 敬一君) はい。今回の使用料の減額ということでございますが、特に町のほうから予算をいただくことはございませんで、水道事業の収益的収入のほうで賄うと、本年度の経営は経営的には厳しい面も出てまいりますが、水道事業の収入で賄うということでございます。以上です。
- ◎議長(徳永 正道君) 他にございませんか。ございませんか。質疑ございませんか。 (「なし」の声あり)
- **◎議長(徳永 正道君)** 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

**◎議長(徳永 正道君)** 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第28号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

- ◎議長(徳永 正道君) 起立多数です。したがって、議案第28号は原案のとおり可決されました。
- 日程第8 議案第29号
- ◎議長(徳永 正道君) 日程第8、議案第29号、令和2年度あさぎり町下水道事業特別会計補正予算第2号についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。
- ●町長(尾鷹 一範君) 議案第29号、令和2年度あさぎり町下水道事業特別会計補正予算第2号について

提案いたします。第1条令和2年度あさぎり町下水道事業特別会計の補正予算第2号は次に定めるところによる。詳細につきましては、担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決いただきますようよろしくお願いいたします。

- ◎議長(徳永 正道君) 上下水道課長。
- ●上下水道課長(林 敬一君) はい。それでは議案第29号について御説明いたします。まず2ページの第2条から読みあげさせていただきます。第2条、令和2年度あさぎり町下水道事業特別会計予算第3条に定めた収益的収入の予定額を次のとおり補正する。収入、第1款下水道事業収益、補正前の額6億4,340万9,000円。補正額14万7,000円の減。計6億4,326万2,000円。詳細につきましては7ページをお願いします。補正予算説明書の収益的収入及び支出の収入でございます。目の3行目、1目下水道使用料、節1突貫下水道使用料ですが、7月豪雨被害の床上浸水等の認定の御家庭の下水道使用料の免除分と準半壊に至らない床下浸水等被害の御家庭の下水道基本料金の減免を行っておりますので、合計しまして14万7,000円を減額補正させていただくものでございます。4ページをお願いいたします。令和2年度あさぎり町水道事業予定キャッシュフロー計算書でございます。下から3行目の資金増加額4,087万7,000円。最下段の資金期末残高7,633万3,000円となる見込みでございます。5ページをお願いいたします。5ページと6ページは令和2年度あさぎり町下水道事業予定貸借対照表でございます。5ページの最下段の資産合計と6ページは令和2年度あさぎり町下水道事業予定貸借対照表でございます。5ページの最下段の資産合計と6ページは令和2年度あさぎり町下水道事業予定貸借対照表でございます。5ページの最下段の資産合計と6ページは今和2年度あさぎり町下水道事業予定貸借対照表でございます。5ページの最下段の資産合計と6ページ最下段の負債資本合計はともに110億5,266万9,356円の見込みでございます。説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。
- ◎議長(徳永 正道君) 提案理由の説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑ありませんか。 溝口議員。
- ○議員(12番 溝口 峰男君) 今回の豪雨災害において今の汲み取りの広域がやっておりますけれども、 その処理が人吉の処理場が被災を受けて、今この下水道の処理場でその部分を処理していると思うんですが、 そのことによってこの下水道事業については何ら影響はありませんか。
- ◎議長(徳永 正道君) 上下水道課長。
- ●上下水道課長(林 敬一君) はい、流域下水道のほうで免田のポンプ場でしたかねの施設のほうを今利用していると思います。こちらの下水道事業の特別会計予算での負担増になるものではないと、ないものと思っております。以上です。
- ◎議長(徳永 正道君) 溝口議員。
- ○議員(12番 溝口 峰男君) はい。負担増とか、町の負担に伴わなければ、緊急でこの下水の処理場で 酌み取りの分を処理する、向こうが被災を受けて直るまでその辺を私ども聞いておりませんから、いつ頃ま でかかってどれだけのことかそれは行政組合の中での議論だと思うんですが、一つは、もう1点は終末処理 場に行く前に、あさぎり町のくみ取りの分が免田の処理場で1回ためてそして今まで持っていってたんです よね。人吉のほうにですね。今回被災を受けてますから、この下水にすべてもう今流し込んでるわけでしょ。 ですよね。はい。本来そういったものが当然できるとするならば、やっぱり今後はですよ、この下水道の処 理で処理場で処理したほうが、私たちは負担金が安くなるんじゃないのかなと思いますけれども、その辺は 今後の課題だと思うんですけれども、どのようにお考えですか。
- ◎議長(徳永 正道君) 町長。
- ●町長(尾鷹 一範君) はい、広域行政組合の会議での話はですね、今議員おっしゃるとおり、免田の方のポンプ処理場のほうに入れて、それを錦のほうで処理して、それをまた運んでいるわけで、やはりコスト的には今のやり方はなんか高くなるみたいです。ですからアクアのほうもほぼ修理の目処がつきましたので、また向こうに戻ると思います。それであさぎり町のほうには負担がかからないように、あれ全部それぞれ水

上でメーターを測り、湯前でメーターを測り、多良木でメーターを測り、あさぎり町でメーターを測るということで、ちゃんとそこのところで免田川沿いのポンプ場に持ってきた分はちゃんと計測して、その分は広域行政組合で処理をするというようなふうに話は聞いております。またどちらが経費がいいのかっていうそういう細部のところはまた機会があればよく聞いといてみます。

- ◎議長(徳永 正道君) 他にございませんか。小見田議員。
- ○議員(11番 小見田 和行君) 2点ほど伺いたいと思うんですけど、ページは4ページのキャッシュフローをもとに伺いたいと思うんですけど、長期前受金戻入額が1億2,400万ほどありまして、この内容についての説明を伺いたいことと、それから今回の場合の資金の増加が4,087万7,000円ありまして、期末残高も前期よりも全部多くなっておりますけど、それなのに投資活動における基金繰り出しによる収入が5,000万ほどありますけど、その辺の関係はどういうことでこういう操作してあるのかお尋ねしたいと思います。
- ◎議長(徳永 正道君) 上下水道課長。
- ●上下水道課長(林 敬一君) はい。まず長期前受金戻入額のほうでございますが、下水道を整備していく中で国庫補助金、また町民の方々からの分担金といただいております。それをその償却期間に合わせまして、毎年度計上しているものでございます。あと資金増加額、期末残高ということであがっております。何分その下水道事業におきましては、本年度が初年度の企業会計となっておりまして、年度当初といいますか年度末といいますか、昨年度末との予算をつくる中で、どのように予算を含めてっていったらいいものかという非常にいろいろと課内でもまた企画財政課とも協議をいたしまして、どうにかお作り上げたところでございます。今のところはこの資金期末残高につきましても、当初考えておりましたよりも若干出てきておるというような状況でございます。また基金繰り出しによる収入ということで5,000万上げておりますけれども、こちらにつきましては、基金、すいません減債基金ですね、減債基金のほうから5,000万収入しているところでございますが、これにつきましても、ここ何年ですね、前後何年数年間が非常に1番起債償還額が大きくなってきているところでございます。減債基金も取り崩さなくて済めば1番いいところなんですが、そういったここ数年間の返済額等を見ましたときに、活用するのなら今やっぱその活用しなければいけないのではないかという考えもございまして、今残額が5億6,000万ほど基金の残高があろうかと思いますけれども、ここ数年間はそういったことで取り崩しを行って、有効にといいますか活用させていただければということで収入に上げておるとこでございます。以上でございます。
- ◎議長(徳永 正道君) 他にございませんか。ないですね。

(「なし」の声あり)

**◎議長(徳永 正道君)** 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

◎議長(徳永 正道君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第29号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

◎議長(徳永 正道君) 起立多数です。したがって議案第29号は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第30号

- ◎議長(徳永 正道君) 日程第9、議案第30号、令和2年度球磨郡介護認定審査事業特別会計補正予算第 1号についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。
- ●町長(尾鷹 範君) 議案第30号、令和2年度球磨郡介護認定審査事業特別会計補正予算第1号につい

て提案いたします。令和2年度球磨郡介護認定審査事業特別会計補正予算第1号は次に定めるところによる。 歳入歳出予算の補正。第1条歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ392万円を減額し、歳入歳出予算 の総額を歳入歳出それぞれ3,588万5,000円とするものでございます。詳細につきましては担当課長 より説明申し上げます。どうか審議の上、可決いただきますようよろしくお願いいたします。

- ◎議長(徳永 正道君) 高齢福祉課長。
- ●高齢福祉課課長(木下 尚宏君) それでは、議案第30号について御説明いたします。予算書2ページを引き続き朗読いたします。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。今回の補正でございますが、球磨郡介護認定審査会に多良木町から派遣されました職員の諸経費につきまして当初見込んでおりました課長補佐級での就任を予定してありましたが、参事での就任となりましたことからその差額を減額するものでございます。7ページをお願いいたします。歳入でございます。目1総務費負担金、節2介護認定審査事業負担金につきましては、あさぎり町を除く町村負担金の減額。2枠目目1繰入金、節2介護保険特別会計繰入金につきましては、本町分を減額するものでございます。次のページをお願いいたします。歳出になります。目1一般管理費、節18負担金補助及び交付金につきましては、職員の派遣元であります多良木町への負担金を減額するものでございます。以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。
- ◎議長(徳永 正道君) 提案理由の説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑ありませんか。 ありませんか。

(「なし」の声あり)

◎議長(徳永 正道君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

**◎議長(徳永 正道君)** 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第30号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

◎議長(徳永 正道君) 起立多数です。したがって、議案第30号は原案のとおり可決されました。日程第10 議案第32号

- ◎議長(徳永 正道君)日程第10、議案第32号、あさぎり町商工コミュニティセンター改修工事請負契約の締結についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。
- ●町長(尾鷹 一範君) 議案第32号、あさぎり町商工コミュニティセンター改修工事請負契約の締結について提案いたします。あさぎり町商工コミュニティセンター改修工事について、次のとおり工事請負契約を締結することとする。令和2年9月8日提出、あさぎり町長尾鷹一範。工事名、あさぎり町商工コミュニティセンター改修工事、工事内訳、建築工事、(外壁改修内部改修)電気設備工事、機械設備工事、工事場所、球磨郡あさぎり町免田東地内。契約金額1億230万円。契約の相手方、球磨郡あさぎり町免田東1772 青木建設株式会社代表取締役満石良彦契約の方法、指名競争入札。提案理由を申し上げます。あさぎり町商工コミュニティセンター改修工事請負契約の締結について、あさぎり町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を経る必要がある。これがこの議案を提出する理由です。詳細につきましては、担当課長より御説明申し上げます。どうか審議の上、可決いただきますようよろしくお願いいたします。
- ◎議長(徳永 正道君) 商工観光課長。
- ●商工観光課長(北口 俊朗君) はい。議案第32号につきまして説明いたします。工事名、工事内容、工

事場所、契約金額、契約の相手方につきましては、先ほど町長より申し上げたとおりであります。なお、工期につきましては、令和2年10月1日より令和3年3月12日を予定しております。簡単ですけれども説明を終わります。

◎議長(徳永 正道君) 提案理由の説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑ありませんか。 ありませんか。

(「なし」の声あり)

◎議長(徳永 正道君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

**◎議長(徳永 正道君)** 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第32号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

◎議長(徳永 正道君) 起立多数です。したがって議案第32号は原案のとおり可決されました。

#### 日程第11 認定第1号~日程第18 認定第7号

- ◎議長(徳永 正道君) 日程第11、認定第1号、令和元年度あさぎり町一般会計歳入歳出決算の認定についてから日程第14、認定第4号、令和元年度あさぎり町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について及び日程第15、議案第31号、令和元年度あさぎり町水道事業特別会計利益の処分及び決算の認定について及び日程第16、認定第5号、令和元年度あさぎり町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてから日程第18、認定第7号、令和元年度球磨郡介護認定審査事業特別会計歳入歳出決算の認定についてまでを、決算に関連がありますので一括議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。
- ●町長(尾鷹 一範君) それでは、令和元年度決算認定について提案いたします。認定第1号、令和元年度 あさぎり町一般会計歳入歳出決算の認定について。認定第2号、令和元年度あさぎり町国民健康保険特別会 計歳入歳出決算の認定について。認定第3号、令和元年度あさぎり町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算 の認定について。認定第4号、令和元年度あさぎり町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について。議案 第31号、令和元年度あさぎり町水道事業特別会計利益の処分及び決算の認定について、認定第5号、令和元年度あさぎり町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第6号、令和元年度球磨郡障害認 定審査事業特別会計歳入歳出決算の認定について。認定第7号、令和元年度球磨郡介護認定審査事業特別会計歳入歳出決算の認定について。認定第7号、令和元年度球磨郡介護認定審査事業特別会 計歳入歳出決算の認定について。あさぎり町監査委員の決算審査意見書をつけて提出し、議会の認定に付するものでございます。どうか審議の上認定をいただきますようよろしくお願いいたします。
- ◎議長(徳永 正道君) 説明の途中ですが、ここで10分間休憩をいたします。

## 休憩 午後2時17分

#### 再開 午後2時27分

- ◎議長(徳永 正道君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。ここで決算審査に当たられました園田代表監査委員に審査結果の報告を求めます。園田代表監査委員。
- ●代表監査委員(園田 孝幸君) こんにちは。昨年の7月より監査委員についております代表監査委員の園田でございます。よろしくお願いいたします。皆様方には日頃よりあさぎり町の発展のため御尽力なされていることに対しまして心より敬意を表したいと思います。特に本年は新型コロナ対策及び7月の豪雨対応と例年にない困難な事案に対応されており、重ねて敬意を表したいと思っております。さて、決算審査は、決

算のその他関係諸表等の計数の正確性を検証するとともに、予算の執行または事業の経営が適切かつ効率的 に行われているかどうかを主眼として実施するものであります。加賀山監査委員とともに協力しながら審査 を行ってきたところでございます。それでは、決算審査意見書についてお手元の資料に基づいて説明を申し 上げます。なお、審査に当たりましては1円単位まで審査しているところではございますが、説明に当たっ ては万円単位での説明とさせていただきます。まず2ページをご覧ください。審査の対象としたものが1の 一般会計と2から7までの6つの特別会計でございます。項目の2番から4までの審査期間、審査場所、審 査要領を記載しておりますけれども、省略をさせていただきます。5番目の決算の概要について御説明申し 上げます。まず一般会計及び特別会計ごとの予算額決算額に対する比率を示しているのが第1表であります。 続きまして一般会計の決算状況についてであります。令和元年度歳入額につきましては、4ページの第2表 のとおり115億581万円。歳出総額が108億5,961万円で、差し引き残額は6億4,620万円と なっております。このうち3,474万円が翌年度へ繰り越すべき財源となるため、実質収支額は6億1,1 46万円の黒字となっております。各年度別決算の推移も同じ第2表に示しております。一般会計の歳入を 示しているのが5ページの第3表です。 歳入合計は1番下の段で予算現額が111億323万円。 調定額が 116億3,829万円。収入済み額が115億581万円となっております。また収入未済額は1億3,1 20万円、不納欠損額が127万円となっております。6ページの第4表を説明いたします。単独事業など 自由な活動ができる財源として自主財源があるわけですが、本町の自主財源比率は前年より増え27.2% となっております。前年度に比べ町税は8,356万円、寄附金は1億192万円。繰越金が1億220万 円増加しています。逆に財産収入は1億554万円。繰入金は1,668万円。分担金及び負担金が989 万円と前年に比べ減少しております。依存財源の主な状況では前年に比べて地方特例交付金は1,509万 円、県支出金は1,788万円増加していますが、町債が2億9,380万円。地方消費税交付金が890万 円。地方交付税が1億125万円減少しております。なお、令和元年度から環境性能割交付金が創設されて おります。町税の収納状況を7ページの第5表に示しております。調定額は13億9,383万円で、前年 度の13億368万円より9,015万円ほど増加し、収入済額は12億9,759万円で、前年度の12億 1,402万円より8,356万円ほど増加しております。徴収率は予算額に対しまして101.8%。調定 額に対して93.1%となっております。不納欠損額につきましては、前年に比べ28万円の減少、収入未 済額については686万円の増加となっております。各5年における町税の収納状況を8ページの第6表で 見ますと、平成27年度より毎年収入額は上昇しています。不納欠損額は減少傾向しています。徴収率は前 年度と同じであります。第7表が町税における未収入済額の前年度との比較であります。 9ページの第8表 と第9表が保育所徴収金及び公営住宅使用料の収納状況を示したものであります。いずれも徴収率は下がっ ております。次に10ページの第10表の一般会計における歳出の状況であります。令和元年度の一般会計 歳出決算は108億5,961万円で、執行率は98.4%となっております。また支出済額は前年度に比べ 2億3,169万円減少しております。構成比を見ますと民生費、これは社会福祉費、国民健康保険、介護 保険料等がありますけれども31.3%。総務費が18.3%。公債費が11.5%と高く、次いで土木費が 9.3%、農林水産業費が8.6%、教育費が8.1%などとなっております。歳出決算の推移は第11表の とおりで、過去5年間ほぼ同程度の執行率であります。歳出決算額を性質別に前年度と比較したのが11ペ ージの第12表であります。義務的経費は48億9,202万円で前年度と比較しまして0.04%、244 万円の増加となっております。歳出総額に占める割合は45%と前年度に比べ0.9ポイントほど増加して います。投資的経費は17億4,523万円で前年度と比較しまして8.5%、1億6,283万円ほど減少 しております。主な要因は補助事業、県営事業負担金の減少です。その他経費は42億2,235万円で前 年に比べまして1.6%、7,130万円の減となっております。主な要因は、補助費等が減収したものであ

ります。債務負担行為の状況、保育料及ひ町債の状況につきましては、12ページから13ページの第13 表14表15表のとおりであります。続きまして14ページの第16表国民健康、国民保険特別会計の決算 についてであります。歳入額22億1,822万円。歳出総額20億7,334万円で、差し引き額は1億4, 487万円となっております。国民保険税の収納状況を15ページ、第17表に示しております。令和元年 度は調定額4億9,124万円で、収入済額4億4,315万円となっており、徴収率は90.2%でありま す。また収入未済額は4,686万円、不納欠損額は122万円であります。過去5年の収納状況の推移に つきましては、16ページの第18表に示しているとおりであり、年々徴収率は向上しております。第19 表の歳出決算を見ますと、予算現額20億9,283万円に対して支出済額20億7,334万円で、執行率 は99.1%であり、前年度より7,846万円減っております。歳出の構成比を見ますと保険給付費が69. 2%、医療給付費が21.1%などとなっております。17ページ第20表の後期高齢者医療特別会計決算 では、歳入額が1億9,804万円、歳出総額は1億9,494万円で、歳入歳出差し引き額は310万円と なっております。続きまして介護保険特別会計の決算状況が18ページから19ページの第22表で、歳入 総額21億5,665万円。歳出総額19億7,723万円で、歳入歳出差し引き額は1億7,941万円と なっております。第23表の介護保険料の収納状況を見てみますと、前年度に比べ不納欠損額、収入未済額 ともに減少しています。保険給付費は年々増加しておりましたが、20ページ第24表のとおり令和元年度 は減少しております。20ページの25表と26表が介護サービスに関する指標を示しております。続きま して21ページの27表の下水道事業特別会計決算状況を説明しますと、歳入総額7億5,738万円、歳 出総額7億2,193万円で、歳入歳出差し引き額は3,545万円となっております。歳入では前年に比べ 繰入金及び繰越金が増加しております。下水道受益者負担金及び下水道使用料の収納状況が22ページの第 28表29表で、下水道使用料の未収入金、収入未済額が前年に比べ増加し、徴収率は受益者負担金が10 ポイント、下水道使用料は1.4ポイント減少しております。下水道事業及び簡易排水事業における町債の 状況を示したものが30表となっております。球磨郡障害者認定審査事業特別会計及び球磨郡介護認定審査 特別事業会計特別会計の決算状況が23ページ、奨学金の積み立て状況、貸付状況及び返済状況が24ペー ジに、それに公営住宅敷金の状況を25ページの各表に示しております。次に26ページの基金の運用状況 でありますが、大部分が基金の積立利息や国債売却によるもので、増減につきましては第38表のとおりで あります。ふるさと基金は、主に集団検診、学校ICT機器リース料、店舗改装事業等の補助金として取り 崩しを行っております。公共施設整備基金については岡留公園整備事業、まちづくり基金については主に総 務課、商工観光課、教育課で実施したまちづくりに関する事業の財源として、産業活性化基金が主に農業支 援センター負担金、農業振興補助金の財源として取り崩しを行っております。次に財政構造でありますが、 歳入の構成を自主財源と依存財源に区分して年度別に比較した表が27ページの第39表であります。自主 財源比率は前年より増え27.2%であります。特別会計の繰り入れ状況が40表であり、8億2,135万 円の繰り入れを一般会計から行っております。各種財源指標を示したものが28ページの第41表でありま す。財政力指数につきましては、本年度は0.238でわずかに上昇しております。経常収支比率につきま しては70%から80%に分布するのが望ましいとされておりますが、当町では88.9%の増となってお ります。ちなみに平成30年度決算における全国の類似団体の平均値は90.2%となっております。実質 収支比率は一般的に3%から5%が望ましいとされているところでありますが、9.7%となっております。 財産管理の状況についてであります。公有財産のうち土地及び建物に関する普通財産は所有していた須恵、 深田地区の山林が川辺川水利関係で国及び県へ売却されたことや、上地区の原野が売却されたことから、合 計で7,404.47平米減少しております。 行政財産では、民有地の寄附を受けて、岡留の駐車場や芝広場 を整備したことにより増加しております。それでは、審査の結果と意見について述べてまいりたいと思いま

す。審査に付された令和元年度の各会計歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に 関する調書及び基金運用状況調書に関する調書等は、関係法令に準拠して作成されており、その計数は関係 諸表帳簿その他証拠書類、証拠書類等と照合し、また担当職員の質問等により質問をした結果、適法かつ適 正に処理されているものと認められました。財産管理に関しての在庫品についても、例月現金出納検査等を 通じまして定期的に関係帳簿と照合し適切に管理されていることを確認しております。決算に関する総括的 な意見は次のとおりであります。一般会計に関しまして、一般会計の歳入の10%以上を占める町税の調定 額及び収入済額ともに増加していますが未収入額も増加しているため、徴収率は93.1%と前年と変わり ませんでした。不納欠損額は前年度152万円ありましたが、124万円と減少しています。滞納が高額な 案件や徴収困難な案件が存在することから、今後とも引き続き徴収努力をして負担の公平性を確保するよう お願いいたします。特別会計に関しては、いずれの特別会計についても黒字となっておりますが、分担金負 担金で運営している球磨郡障害者認定審査事業及び球磨郡介護認定審査事業の特別会計以外については、不 納欠損や収入未済があり、徴収努力でさらなる健全な運営となるよう努めていただきたいと思います。なお、 一般会計及び特別会計とも各課の税金や料金等の回収に当たりましては、引き続き債権回収対策連絡会議で の検討など全庁を挙げての対応をお願いいたします。財政構造に関してでは、先に述べましたとおり本町の 自主財源比率は27.2%となったがまだ低い水準にあります。税収及び寄附金は伸びているものの、国県 の支出金は本年度も減少し、地方交付税も年々減額され財政調整基金を前年度と同額の30億円を取り崩し ています。行政水準を維持するため、優先順位を考慮した規律ある財政運営に努めていただきたいものと思 います。財政分析です。財政の弾力性を示す経常収支比率については、本年度88.9%であります。これ は分母となる地方交付税の減少が要因と考えられます。歳出総額は前年度より減少しているとはいえ義務的 経費の中の人件費及び扶助費については増加しており、今後も義務的経費の大きな減少は見込めませんし、 経常一般財源が伸長することは望めないため、財政の硬直化済み経常収支比率は高くなっていくことが予想 されます。財政力指数については0.238で、ここ数年横ばいの状況で推移しています。財政改革等の取 り組みを通じまして、財政基盤の強化に努めていただきたいと思います。基金の運用についてですが、保有 状況については第42表のとおりです。証憑帳簿との照合を行い、いずれの基金も適正に管理運営され運用 されていることが認められましたので、今後とも適正な管理運用をお願いいたします。以上が一般会計及び 特別会計に関する決算の状況と総括的な意見であります。続きまして令和元年度あさぎり町水道事業特別会 計決算について御報告いたします。1の対象から1の対象から4の審査要項につきましては、先に述べまし た一般会計の新決算審査と同様ですので省略いたします。5の審査結果であります。審査の対象としました 令和年度決算書及び附属書類の計数は関係帳簿及び証憑書類の計数と符合し、いずれも正確であることを確 認いたしました。 決算の状況については4ページ以降の資料をご覧いただきたいと思います。 第1表のとお り令和元年度の事業収益は4億70万円と前年度より1,482万円、3.6%減収しております。令和元年 度における水道料金の収納状況については第2表のとおりであります。徴収率は96.8%となり、前年度 に比べ0.3%上昇いたしました。収入未済額は過年度分を含めまして、約728万円と前年に比べ9万円 ほど減少していますが、3年連続で400万ほどの未収額が発生していることから、さらなる徴収努力をお 願いいたします。飛びまして10ページの経営分析で明らかなように、固定資産構成比率が89.2%、固 定負債構成比率が37%。自己資本構成比率59.1%と前年より改善されていますが、事業の効率化硬直 化が懸念される数値であります。また収益は黒字でありますが、有収率の減少などから見ると漏水等が考え られ、老朽施設の改修等が増えてくると考えられます。そのためさらなる経営改善を進めていく必要がある ものと考えています。なお老朽施設の改修と今後増えていくなど厳しい状況である状況については、広報紙 等で周知していくことも必要と考えております。以上で1年の決算審査に関する説明を終わらせていただき

ます。ありがとうございました。

- ◎議長(徳永 正道君) これから決算審査意見書について代表監査委員に質疑を許可します。質疑ありませんか。ありませんか。山口議員。
- ○議員(8番 山口 和幸君) 8番山口です。代表監査委員へ質問をさせていただきます。代表監査委員に おかれましては、例月から定期そして決算審査と、大変お疲れ様でございます。特にあさぎり町あたりの実 際におきましては、専従としての監査をいたしておりませんので、大変限られた時間の中での決算までの審 査をしていただいてます。大変御苦労をおかけしていると思います。今回の決算審査の要領につきましては、 こちらに明記してあるとおりまた監査委員の意見も拝聴いたしました。一般会計を含め特別会計ともども約 162億程度の金額の審査をしていただきます。今の状態から考えますと、事業の是非までかけて監査をし ていただくということはもう大変難しいことだというふうに理解をいたしております。そういう観点に立っ て2点御質問をいたします。それはできる、できない、した、しないという簡単な答えで結構ですので、お 答えいただければと思います。自主財源と依存財源の比率等を明記してございますが、この自主財源が、非 常に大事なポイントになってまいります。その中で、あさぎり町大変厳しい状況下にあります。これは交付 税の不交付団体と交付団体の差はもう仕方ないんで、このくらいにはなっていくということは理解ができる ところでありますが、審査をされる上でですねお聞きしておきたいのは、いわゆる自主財源の中で、町税が 占める割合大変大きいものでございますが、その中で、町民税の賦課状況調べというものがあります。さら に、固定資産税におきましては、概要調書というのがそういう統計資料がございます。また、財政を分析す る上での決算統計があります。さらに先ほどの議会のほうに、財政課長からもありましたが、今年度の交付 税の算定が終わったということで、交付税の算定しろその4点について決算審査あるいは定期監査等々で、 担当課から資料を出していただいて審査をされましたかというのが1点。もう2点。もう1点。昨年度は永 才地区、今井地区に公民館施設ができました。それと直近の類似施設との比較はされましたか。事業費の比 較はされましたかという質問でございます。先ほど申し上げましたとおり、会計監査は資料等がありますん で、ある程度の時間でできると思いますが、事業の審査というのは非常に大変なということは理解をいたし ておりますので、当初申し上げましたとおり、資料を見て、見たか見ないか、あるいは比較をしたか、しな いかだけでいいですのでお答えいただきます。

#### ◎議長(徳永 正道君) 園田代表監査委員。

- ●代表監査委員(園田 孝幸君) 税務ほうの御質問ですけど、町民税の関係のやつは、すいませんうろ覚えで申し上げない、多分見てないと思います。と4番目の交付税の関係の決算のもとになるやつ、それは見せていただいております。3番目なんでしたっけ。決算統計、多分見てないと思います。すいません、それに類似するとを見て私がそれを忘れとるのかもしれません。公民館等の建設に当たってのものについては、類似施設との比較等はしてません。その建ったというのは見てますので、それについての支払い等について問題はないかとかいうの監査はしております。以上でよろしいですか。
- ◎議長(徳永 正道君) いいですか。他に。小見田議員。
- ○議員(11番 小見田 和行君) 11番小見田です。1点お伺いしたいと思うんですけど審査の結果等意見というところで税金の滞納の高額の案件とか徴収困難な案件があるということで、これは何年か前からこういう固有名詞は避けながらも、徴収努力をしていただいているところでございますけど、ここに至った経緯につきまして監査委員さんからですね、関連法案に地方税法とか、国税徴収法がございますけど、ここまでこういう個人的に高額な滞納が発生するに至る防止策は法律である程度こう規制がかかっておりますけど、それについての確認検証されましたでしょうか。
- ◎議長(徳永 正道君) 園田代表監査委員。

- ●代表監査委員(園田 孝幸君) 一応個別案件どうのじゃなくて一応高額な事案についてはある程度説明は受けております。どの事案というわけじゃなくて、それに関しても税務課長さんのほうから具体的な徴収方法とか何かの関係私の前職の関係もありますので、いろいろ御意見を聞かしてくださいということで、いろんなことに関してはその都度アドバイスはしているつもりでありますし、またいわゆる税務だけの問題じゃなくて、最終的には弁護士さん等の法律的な問題にも広がっていく事案があるとすれば、そちらのほうも御検討くださいというようなアドバイスはしております。今の回答でよろしいでしょうか。
- ◎議長(徳永 正道君) 小見田議員。
- ○議員(11番 小見田 和行君) さっき申しました地方税法の373条とかですね、これはある程度期間 滞納期間が過ぎると財産の差し押さえとかそれから国税徴収法の89条においては、差押えする財産に対し ての換価をしなければならないという法律ということがございますので、ずっと滞納が永年にわたって早々 続くということはこのような行為が過去にされたのかされなかったのかということは、今回高額の滞納があ るという事案についての監査委員になられてまだ1年程度でございますので、過去のことについての検証は なかなか困難なものとは思いますけど、それに対する指摘とか御指導とかございましたら、教えていただき たいと思います。
- ◎議長(徳永 正道君) 園田代表監査委員。
- ●代表監査委員(園田 孝幸君) 指導については先ほど申し上げたようなアドバイスをしているところであります。どの事案というわけでもないですけど、大きな事案については換価等していくわけですけど、ある程度一筆書いてもらって、納めていくというような表明されているところには、ある程度強制処分をやめてその計画を出していただいて、実際に全部私が税務署の時代もそうですけれども、全部なくして潰してしてしまうよりも、きちんと計画してこれで納めてしまうというような状況がとれればそちらのほうが両方にとっていい話ですので、そういう状況をしていくんだろうと思いますけど、今回ここに上がってきてる個別の案件については、過去からどのような状況だったかというのは、したのかしないのかはちょっとすいません、そこんところまだ把握し切れておりません。
- ◎議長(徳永 正道君) いいですか。他にございませんか。ありませんね。

(「なし」の声あり)

- ◎議長(徳永 正道君) 質疑なしと認めます。これで代表監査委員への質疑を終わります。
- ◎議長(徳永 正道君) お諮りします。一般会計及び特別会計の歳入歳出決算書の審議について、明日15日は税務課を除く総務建設経済常任委員会所管課分、16日は厚生文教常任委員会所管課分と税務課分について、説明及び質疑を行い、総括質疑及び採決を18日に行いたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- ◎議長(徳永 正道君) 異議なしと認めます。したがって、明日15日は税務課を除く総務建設経済常任委員会所管課分、16日は厚生文教常任委員会所管課分と税務課分についての説明及び質疑を行い、18日に総括質疑及び採決を行うことに決定しました。なお、お手元に配付しました文書のとおり、各課の課長補佐も説明員として出席いたしますので報告しておきます。
- ◎議長(徳永 正道君) お諮りします。ただいま尾鷹町長から議案第33号令和2年度あさぎり町水道事業特別会計補正予算第4号についてが提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1として議題にしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(徳永 正道君) 異議なしと認めます。議案第33号を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定いたしました。

#### 追加日程第1 議案第33号

- ◎議長(徳永 正道君) 追加日程第1、議案第33号、令和2年度あさぎり町水道事業特別会計補正予算第4号についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。
- ●町長(尾鷹 一範君) 議案第33号、令和2年度あさぎり町水道事業特別会計補正予算第4号について提案いたします。第1条、令和2年度あさぎり町水道事業特別会計の補正予算第4号は、次に定めるところによる。詳細につきましては担当課長より説明申し上げます。どうか御審議の上、可決いただきますようよろしくお願いいたします。
- ◎議長(徳永 正道君) 上下水道課長。
- ●上下水道課長(林 敬一君) はい。それでは議案第33号について御説明いたします。まず2ページの第2条から読み上げさせていただきます。第2条、令和2年度あさぎり町水道事業特別会計予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。支出、第1款水道事業費用補正前の額、3億7,523万6,000円。補正額333万9,000円。計3億7,857万5,000円、詳細につきましては8ページをお願いいたします。補正予算説明書の収益的収入及び支出の支出でございます。目の3行目の4目災害による損失、節1委託料、7月豪雨による水道施設被災の本復旧に向けまして、岡原第1浄水場送水管及び配水池配水管の詳細設計を業務委託するために計上したものでございます。4ページをお願いいたします。令和2年度あさぎり町水道事業キャッシュフロー計算書でございます。下から3段目の資金増加額470万7,000円。最下段の資金期末残高4億9,301万2,000円となる見込みでございます。5ページをお願いいたします。5ページにかけまして、令和2年度あさぎり町水道事業予定貸借対照表でございます。5ページ計ら7ページにかけまして、令和2年度あさぎり町水道事業予定貸借対照表でございます。5ページ最下段の資産合計と7ページ最下段の負債、資本合計はともに45億9,654万4,427円の見込みでございます。説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。
- ◎議長(徳永 正道君) 提案理由の説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑ありませんか。 (「なし」の声あり)
- **◎議長(徳永 正道君)** 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

◎議長(徳永 正道君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第33号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

#### (賛成者起立)

- **◎議長(徳永 正道君)** 起立多数です。したがって議案第33号は原案のとおり可決されました。以上で本日の日程は全部終了しました。本日はこれで散会します。
- ●議会事務局長(大林 弘幸君) 起立願います。礼。

#### 午後3時06分 散 会